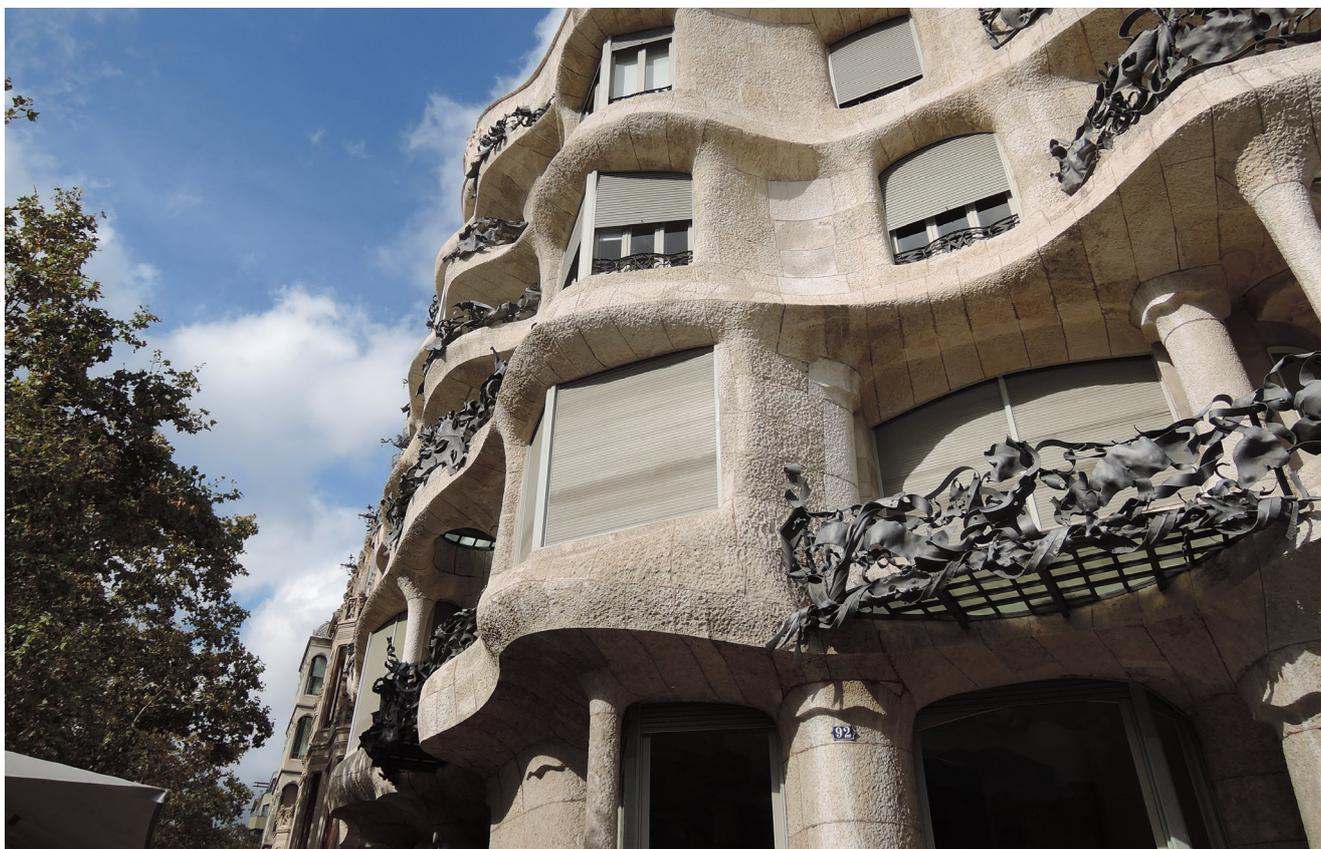


全国歯科医師国民健康保険会報



題字：第82代 内閣総理大臣 橋本 龍太郎 閣下

写真：アントニ・ガウディの作品群 カサ・ミラ スペイン／撮影者 Y.S

2023.5 92号

全国歯科医師国民健康保険組合

栃木・山梨・青森・岐阜・富山・滋賀・京都・岡山・山口・島根・鳥取・香川・徳島・高知・新潟・岩手・石川・長野・福井・沖縄

第92回通常組合会

令和5年度事業計画、歳入歳出予算案を承認 保険料（後期高齢者支援金・介護納付金）の引き上げを決定 規約・規則等検討委員会が発足

令和5年3月26日（日）午後1時より、丸ビルホール&コンファレンススクエア、7階ホールにおいて、第92回通常組合会が開催された。

小林敏彦議長の挨拶の後、芦田副理事長の開会の辞に引き続き議事録署名人に福井県支部の岡田正二郎議員を指名し、物故組合員に対する黙祷、三塚理事長の挨拶が行なわれた。

議事に入り、令和5年度保険料賦課額、事業計画、歳入歳出予算、組合規約の一部改正、事務局職員退職手当積立金の処分について、慎重審議の結果原案どおり可決承認された。平成29年度以来6年ぶりの保険料の引き上げが決定した。

第91回組合会終了後、令和5年度の理事長選任、職員の定年、保険料規約改正に対応するため、理事長より3つの諮問が出され臨時委員会が発足した。7回の委員会の開催にて検討した結果3つの答申があり、今組合会にて組合委員会規則に則り3つの委員会が発足した。規約・規則等検討委員会は役員2名とA、B、C地区から各2名の議員が選出され、職員定年制規程等対応委員会と選挙規則等対応委員会はそれぞれ7名と8名の理事がメンバーとなった。7月の役員改選までに、複数回委員会を開催して内容を検討していくこととなる。



■議長挨拶（要旨）

小林議長

定刻になりましたので、ただ今より第92回通常組合会を開催いたします。

本日は、大変ご多忙の中、全国各地よりご参集賜り、心よりお礼申し上げます。



小林議長



増田副議長

■開会の辞（要旨）

芦田副理事長

皆様方、桜は咲いておりますけれども雨の中ご出席ありがとうございます。

本日は5つの議案、そして臨時委員会の答申が3つございます。保険料の問題は、令和6年度の国庫補助が減額されることによどのような対応をするのか、現在我々の保険料は診療報酬の1,000分の6.5となっておりますが、矯正、インプラントなどの自由診療の収入は保険料に加味されていないのでどう扱うか、ということでございます。理事長の選挙は規約に則って理事の互選という方向に進むのではないかと考えております。そして組合事務局の



芦田副理事長

定年制ですが、国は定年を65歳まで延ばすように動いております。少子高齢化、人口減少、平均寿命の延伸から、元気な60歳の方はもう少し働いていただこうと、いずれは65歳の定年制が義務化されると思っております。そうすると年金も65歳から70歳に引き上げるような雰囲気になっております。現在フランスでは年金を2年延ばすだけで暴動が起こっております。3つのことが後ほど詳しく説明されますが、特別委員会を開いて議論する方向で考えております。

限られた時間ですけれどもスムーズな審議をお願いいたしたいと思っております。本日はよろしくお願いたします。



■理事長挨拶（要旨）

三塚理事長

皆様方、本日は足元の良くない中、年度末で大変お忙しいにも関わらずお集まりいただきまして本当にありがとうございます。

ご存じのように、新型コロナウイルス感染症の法上の位置づけが、令和5年5月8日から5類に引き下げられることになり、対策特別措置法の対象からはずれ、行動制限もなくなります。新たな時代に入ってきた中で

三塚理事長 私たちの組合はしっかり対応しなければなりません。

少子高齢化、人口減少が進展し続けているなか、国は全世代対応型の社会保障制度構築のため、2023年度を着実にこれを進める年と位置づけております。医療制度改革では、出産育児一時金を42万円から50万円に引き上げるなど色々なことを行おうとしております。

2020年の政府一般会計は約102兆7000億円で、その中で社会保障関係費が約35兆9000億円（一般会計比34.9%）と突出しています。2020年がこの状態ですから2021年、2022年はますます医療費が上がり、社会保障費がかかってくるにも関わらず、国は防衛費にお金が必要だとして、社会保障関係費の抑制をはかろうとする動きを見せています。私たちは国保組合としてこれに立ち向かっていかなければならない時期になってきております。

ご存じのように令和6年度からの3年間の国庫補助金の定率補助率が決定されます。まだ正式に通知は来ておりませんが、当組合は30%から16%へと大幅な削減がはかられることが見込まれ、大変厳しい局面を迎えることとなります。30%では約43億円の国の補助金に来ていたものが、16%になりますと約23億円になってしまい半分くらい減ってしまいます。国への納付金や支援金は約72.6億円出しておりますので、約16億円を組合員の方々の保険料等から捻出しなければなりません。従いまして令和5年度は、令和6年度へ向けての大変厳しい時代に向かってどのように運営していくか、大事な局面になっております。

それを見越しまして、幾つか臨時委員会の方に諮問をして、その中で、喫緊の課題は令和6年度からの国庫補助率が16%になる時の対応をどうするか、具体的には保険料をどうするかということです。現在の保険料でこのまゝいきますと、本当に赤字になってしまいます。臨時委員会では、保険料の算定を全体の総所得から行ったほうがよいのではないかという答申を受けました。それを含めまして令和6年度に向けて規約・規則等検討委員会を作りまして検討して頂きます。今、少子高齢化が進んでいて、私たちの組合も真ただ中に入っております。団塊の世代は今年あたりから後期高齢者になってまいりますので、新しい世代がなかなか入ってきません。どこの歯科医師国保組合でも同じことですが、そうやってきますと、どうやって運営していくかということになって参ります。従いまして後期高齢者の診療所、例えばご家族が歯科医師になっている診療所の先生方に対してどのような保険料の賦課をするか、令和6年度からの保険料について包括的に委員会で検討して頂きます。来年の3月の組合会では令和6年度の予算を出さなければいけませんので、これが本当に喫緊の課題で、本日委員会が決まりましたら直ちに手をつけて頂いて令和6年度に向けてスタートしていこうと考えております。

それから退職者再雇用の問題でございます。これについては、臨時委員会の答申をふまえながら検討を加えるという形になります。

もう一点、理事長選任の選挙規則に関しましては現行規約をしっかりと遵守して理事長は理事者の互選によるということを守りながら対応していくということになります。

非常に厳しい局面が令和6年度から始まります。令和5年度はそれに向けての準備のための1年間と考えております。役員の方、そして議員の方と情報をしっかりと共有しながら、全歯国保組合がしっかりと健全に運営できるような体制を整えていきたいと思いますので、是非、先生方の英知を集めて私たちの組合の存続を守っていこうと思います。本日はよろしく願いいたします。ありがとうございました。

事業運営の方針

令和5年度の当組合は、令和6年度から国庫補助率16%への大幅な削減が見込まれるため、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額の見直しをはかり、基礎賦課額保険料は据え置きとし、令和6年度に備える。また、国の医療保険制度改革に呼応して出産育児一時金を50万円に引き上げる。

医療費に目を向けると、新型コロナウイルス感染症拡大により、令和2年度には医療費の抑制が見られ、その反動ともいえる令和3年度、令和4年度の大幅な上昇が見込まれること、さらに新型コロナウイルス感染症の5類移行後の医療体制、検査、解熱剤の自己負担への移行、ワクチンは令和5年度無料を継続とはいえ近い将来での自己負担化に備えての準備、また、全国で600万人を超える認知症患者へのワクチン承認・認可を控えての対応、これからも増え続ける超高額医療費への取り組みのための法定積立金の増額に対応するために国保事業安定積立金の一部を処分することとし、健康づくり施策を充実させ、組合員の健康増進をはかる。

組合運営の業務管理の基幹システムについては、政府の提唱するクラウド化が完了。令和5年度は端末(パソコン)について、導入から令和5年度末で5年経過し、かつ、2024年にサポート終了となるWindows10を使用していることもあり、Windows11を導入し、安定したICT環境を維持していくこととする。

当組合の機構改革を進めてきたが、令和5年度は特に「組合の見える化」をはかり、年2回の「全国歯科医師国保組合報」とともに、タイムリーな広報誌の発行を行う。また、理事会機能の強化、組合ガバナンスの確立、持続可能な組織づくりに取り組み、速やかな次世代交代への年度を目指す。

議事

令和5年度保険料賦課額(案)について議決を求める件

齊藤専務理事

齊藤専務理事による令和5年度保険料賦課額(案)の算定方法の詳しい説明の後、挙手多数により可決承認された。

令和5年度保険料賦課額(案)の算定に際して、令和6年度からの国庫補助の大幅な削減と年々増加する保険給付費、高齢者・介護関係の拠出金に対応するため、保険料賦課額の引き上げ案が提案された。

令和4年度保険料賦課額から、以下の通り一部に改訂案が出された。

1. 基礎賦課額(所得割)(案)について据え置きとしたい。
2. 基礎賦課額(均等割)(案)について据え置きとしたい。
3. 後期高齢者支援金等賦課額(案)について3,400円から900円引き上げて4,300円としたい。
4. 介護納付金賦課額(案)について3,900円から800円引き上げて4,700円としたい。
5. 後期高齢者賦課額(案)について据え置きとしたい。



齊藤専務理事

第2号議案 組合規約の一部改正(案)について議決を求める件

齊藤専務理事

齊藤専務理事により以下の3点の組合規約の一部改正(案)の説明が行われ、挙手多数により可決承認された。令和5年4月1日より施行されることが決定した。

① 出産育児一時金の支給額改定

健康保険法施行令の改正(令和5年4月1日施行)に伴い、全国歯の組合規約も一部改正を行う。

出産育児一時金支給額 ～令和5年3月31日 420,000円
令和5年4月1日 500,000円

② 後期高齢者組合員の名称変更

令和4年度までは後期高齢者の組合員という名称で規約等の文章は統一していたが、全国歯に後期高齢者として組合に残ることができるのは、歯科医師会会員である1種組合員のみであることから、これを明示するため後期高齢者の1種組合員という表現に変更する。

③ 後期高齢者支援金等賦課額・介護納付金賦課額に関する改定

現行の第18条について、内容の重複や難解な表現を整理したい。所得割賦課額と、均等割賦課額の記載をきっちりとする。

また、第1号議案にて承認いただいた後期高齢者支援金等賦課額と介護納付金賦課額の金額の改定を行う。

全国歯科医師国民健康保険組合規約一部改正(案)新旧条文比較対照表

(下線部が改正部分)

改 正 (案) 第3章 保険給付	現 行 第3章 保険給付
(一部負担金)第12条 ～ (療養附加金)第12条の2 (略)	(一部負担金)第12条 ～ (療養附加金)第12条の2 (略)
(出産育児一時金) 第13条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する組合員に対し、出産育児一時金として500,000円を支給する。 2. 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。))又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。	(出産育児一時金) 第13条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する組合員に対し、出産育児一時金として420,000円を支給する。 2. 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。))又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。
(葬祭費)第14条 ～ (傷病手当金と出産手当金との調整)第15条の3 (略)	(葬祭費)第14条 ～ (傷病手当金と出産手当金との調整)第15条の3 (略)
第4章 保健事業	第4章 保健事業
(保健事業) 第16条 組合は、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、組合員及び組合員の世帯に属する被保険者(以下この章において「被保険者等」という。)の健康の保持増進のため次に掲げる事業を行うことができる。 一 健康診断 二 疾病予防 三 健康づくり運動 四 健康家庭の表彰 五 その他被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業 第16条の2 組合は、高齢者医療確保法第50条に規定する被保険者である組合員(以下「後期高齢者の1種組合員」という。)について、次の各号に掲げる事業を行うことができる。 一 組合は、毎月納付すべき保険料を納付期日までに納付している後期高齢者の1種組合員が、高齢者医療確保法第64条の規定による療養の給付を受けている場合において、その療養のため入院した場合は、入院した日から入院期間中傷病見舞金として、1日につき4,000円を支給する。 ただし、同年度内の疾病について支給期間90日を限度とする。なお、支給期間の計算は、傷病手当金と傷病見舞金の支給期間を合算する。	(保健事業) 第16条 組合は、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、組合員及び組合員の世帯に属する被保険者(以下この章において「被保険者等」という。)の健康の保持増進のため次に掲げる事業を行うことができる。 一 健康診断 二 疾病予防 三 健康づくり運動 四 健康家庭の表彰 五 その他被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業 第16条の2 組合は、高齢者医療確保法第50条に規定する被保険者である組合員(以下「後期高齢者の組合員」という。)について、次の各号に掲げる事業を行うことができる。 一 組合は、毎月納付すべき保険料を納付期日までに納付している後期高齢者の組合員が、高齢者医療確保法第64条の規定による療養の給付を受けている場合において、その療養のため入院した場合は、入院した日から入院期間中傷病見舞金として、1日につき4,000円を支給する。 ただし、同年度内の疾病について支給期間90日を限度とする。なお、支給期間の計算は、傷病手当金と傷病見舞金の支給期間を合算する。

- 二 組合は、後期高齢者の1種組合員が死亡したときは、当該組合員の遺族に対し、死亡見舞金として300,000円を支給する。
- 三 組合は、毎月納付すべき保険料を納付期日までに納付している後期高齢者の1種組合員が、当該年度中に75歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達し同年度内に受診した健診に対して、30,000円を限度として支給する。
ただし、同年度内に1種組合員としてすでに支給を受けた場合は対象としないものとする。なお、申請手続き等実施内容については、節目健診（人間ドック等）補助金支給要綱に準ずるものとする。
- 四 組合は、前号第三号に該当した後期高齢者の1種組合員の被保険者である配偶者（この場合の年齢は問わない）についても、同年度内に受診した健診に対して、30,000円を限度として支給する。ただし、同年度内に、1種組合員の配偶者として支給を受けた場合は対象としないものとする。
なお、申請手続き等実施内容については、節目健診（人間ドック等）補助金支給要綱に準ずるものとする。

第17条 前条に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は別に定める。

第5章 保険料

(保険料の賦課額)

第18条 組合員は、保険料として、第一号から第四号までのいずれかの額と第五号に掲げる額との合算額を、毎月組合に納付しなければならない。

- 一 1種組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という。）である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。
 - イ 国民健康保険事業に要する費用に充てるために算定した基礎賦課額（以下「基礎賦課額」という。）として、次の(1)及び(2)に掲げる額の合算額。
 - (1) 所得割賦課額 前年1月から12月までの1年間の社会保険診療報酬、国民健康保険診療報酬及び後期高齢者診療報酬の合算額に1000分の6.5を乗じた額を月額割とした額。
ただし、1年間の診療報酬額の合算額は、6,000万円を上限とし300万円を下限とする。
 - (2) 均等割賦課額 月額8,600円（年額103,200円）
 - ロ 後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるために算定した後期高齢者支援金等賦課額（以下「後期高齢者支援金等賦課額」という。）
月額4,300円（年額51,600円）
 - ハ 介護納付金の納付に要する費用に充てるために算定した介護納付金賦課額（以下「介護納付金賦課額」という。）
月額4,700円（年額56,400円）
 - 二 2種組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。
 - イ 基礎賦課額 月額16,500円（年額198,000円）
 - ロ 後期高齢者支援金等賦課額 月額4,300円（年額51,600円）
 - ハ 介護納付金賦課額 月額4,700円（年額56,400円）
 - 三 3種組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。
 - イ 基礎賦課額 月額9,000円（年額108,000円）
 - ロ 後期高齢者支援金等賦課額 月額4,300円（年額51,600円）
 - ハ 介護納付金賦課額 月額4,700円（年額56,400円）
 - 四 後期高齢者の1種組合員については、後期高齢者の1種組合員の保健事業に要する費用に充てるために算定した後期高齢者の1種組合員賦課額として月額5,000円（年額60,000円）とする。
 - 五 組合員の世帯に属する被保険者については、1人につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該被保険者が介護納付金賦課被保険者である場合には、1人につき、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。
 - イ 基礎賦課額
 - (1) 1種家族 月額6,600円（年額79,200円）
 - (2) 2,3種家族 月額6,000円（年額72,000円）
 - ロ 後期高齢者支援金等賦課額 月額4,300円（年額51,600円）
 - ハ 介護納付金賦課額 月額4,700円（年額56,400円）
2. 保険料の賦課について前項に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

(賦課期日) 第19条 ～ (保険料の減免) 第27条

(略)

附 則

1. この規約は、令和5年4月1日より施行する。

(第13条 出産育児一時金額の改正。ただし、出産日が施行日前である被保険者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。)

(第16条の2及び第5章第18条 文中の「後期高齢者の組合員」「後期高齢者組合員」を「後期高齢者の1種組合員」に改正。)

(第18条の1イ 1種組合員の基礎賦課額の条文の改正。)

(第18条 後期高齢者支援金等賦課額を月額3,400円（年額40,800円）から月額4,300円（年額51,600円）に改正。)

(第18条 介護納付金賦課額を月額3,900円（年額46,800円）から月額4,700円（年額56,400円）に改正。)

- 二 組合は、後期高齢者の組合員が死亡したときは、当該組合員の遺族に対し、死亡見舞金として300,000円を支給する。
- 三 組合は、毎月納付すべき保険料を納付期日までに納付している後期高齢者の組合員が、当該年度中に75歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達し同年度内に受診した健診に対して、30,000円を限度として支給する。
ただし、同年度内に1種組合員としてすでに支給を受けた場合は対象としないものとする。なお、申請手続き等実施内容については、節目健診（人間ドック等）補助金支給要綱に準ずるものとする。
- 四 組合は、前号第三号に該当した後期高齢者組合員の被保険者である配偶者（この場合の年齢は問わない）についても、同年度内に受診した健診に対して、30,000円を限度として支給する。ただし、同年度内に、1種組合員の配偶者として支給を受けた場合は対象としないものとする。
なお、申請手続き等実施内容については、節目健診（人間ドック等）補助金支給要綱に準ずるものとする。

第17条 前条に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は別に定める。

第5章 保険料

(保険料の賦課額)

第18条 組合員は、保険料として、第一号から第四号までのいずれかの額と第五号に掲げる額との合算額を、毎月組合に納付しなければならない。

- 一 1種組合員（後期高齢者の組合員を除く。）については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という。）である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。
 - イ 国民健康保険事業に要する費用（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに後期高齢者の組合員に係る保健事業（以下「後期高齢者の保健事業」という。）に要する費用を除く。）に充てるために算定した基礎賦課額（以下「基礎賦課額」という。）として、次の(1)及び(2)に掲げる額の合算額。
 - (1) 前年1月から12月までの1年間の社会保険診療報酬、国民健康保険診療報酬及び後期高齢者診療報酬の合算額に1000分の6.5を乗じた額を月額割とした額。
ただし、その額が月額32,500円を超えるときは、月額32,500円（年額390,000円）を上限とし、下限は、4月を月額1,900円、5月から翌年3月までは、月額1,600円（年額19,500円）とする。
 - (2) 月額8,600円（年額103,200円）
 - ロ 後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるために算定した後期高齢者支援金等賦課額（以下「後期高齢者支援金等賦課額」という。）
月額3,400円（年額40,800円）
 - ハ 介護納付金の納付に要する費用に充てるために算定した介護納付金賦課額（以下「介護納付金賦課額」という。）
月額3,900円（年額46,800円）
 - 二 2種組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。
 - イ 基礎賦課額 月額16,500円（年額198,000円）
 - ロ 後期高齢者支援金等賦課額 月額3,400円（年額40,800円）
 - ハ 介護納付金賦課額 月額3,900円（年額46,800円）
 - 三 3種組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。
 - イ 基礎賦課額 月額9,000円（年額108,000円）
 - ロ 後期高齢者支援金等賦課額 月額3,400円（年額40,800円）
 - ハ 介護納付金賦課額 月額3,900円（年額46,800円）
 - 四 後期高齢者の組合員については、後期高齢者の保健事業に要する費用に充てるために算定した後期高齢者賦課額として月額5,000円（年額60,000円）とする。
 - 五 組合員の世帯に属する被保険者については、1人につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該被保険者が介護納付金賦課被保険者である場合には、1人につき、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。
 - イ 基礎賦課額
 - (1) 1種家族 月額6,600円（年額79,200円）
 - (2) 2,3種家族 月額6,000円（年額72,000円）
 - ロ 後期高齢者支援金等賦課額 月額3,400円（年額40,800円）
 - ハ 介護納付金賦課額 月額3,900円（年額46,800円）
2. 保険料の賦課について前項に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

(賦課期日) 第19条 ～ (保険料の減免) 第27条

(略)

第3号議案 令和5年度事業計画（案）について議決を求める件 齊藤専務理事

令和5年度事業計画（案）について説明の後、採決に入り全員挙手により可決承認された。

I 令和5年度事業計画について

- ① 保険料の後期高齢者支援金等賦課額と介護納付金賦課額について、それぞれ月額保険料を4,300円と4,700円とする。
- ② 出産育児一時金を500,000円とする。
- ③ 歯科健診の対象者に1種組合員を追加する。
- ④ 被保険者証の更新。
国は、現在使われている被保険者証を令和6年秋に廃止し、マイナンバーカードと一体化する方針で検討を進めているが、当組合としては、令和5年8月に今まで通り全被保険者に被保険者証を交付する。
- ⑤ 組合事業等広報について、今までは1種組合員向けに年2回「全国歯科医師国保組合報」を発行していたが、2種組合員・3種組合員を対象として保健事業等のお知らせを掲載した広報誌を新たに年2回発行予定。
- ⑥ 国民健康保険法施行令の改正により、令和4年度から11月30日時点で組合に加入する未就学児に対し、一人あたり12,000円の保険料を還付している。令和5年度も引き続き実施する。
- ⑦ 令和4年度も新型コロナウイルス感染症により節目健診を受診することが困難な期間があったため、令和4年度未受診者に対し令和5年度も節目健診の対象者とする。

II 実施事業

※令和5年度の保険料賦課額、保険料賦課額の免除、療養給付費の支給、保健事業の詳細につきましては、申請方法と合わせて後述しています。

1. 保健事業

(1) 保健事業費の支部交付

交付区分	金額
定額交付分（1支部当たり）	1,300,000円
被保険者割交付分（被保険者1人当たり）	1,000円

(2) 国保ヘルスアップ事業

データ分析に基づく保健事業

国保データベース（KDB）を活用した効率的、効果的な保健事業の推進。

(3) 資金貸付事業

① 高額療養費資金貸付事業

被保険者が高額療養費の支給の対象となった時、申請により貸付ける。

② 出産費資金貸付事業

被保険者が出産した時、申請により貸付ける。

(4) 健康啓発事業

組合員の健康増進のために、節目健診等一般健診の受診率の向上を図り、保険者に実施が義務付けられている、生活習慣病予防対策の特定健診・特定保健指導について、対象者が容易に受診できるように被保険者に周知し理解を得られるように啓発活動を行う。また、ICT活用(オンライン保健指導プログラム『マイトク』を業務委託)による組合員の疾病予防と健康づくりの推進を図る。

(5) 糖尿病性腎症重症化予防事業

特定健診の結果を基に糖尿病性腎症重症化予防プログラムに係る対象者(空腹時血糖126mg/dl以上又はHbA1c6.5%以上)を抽出し、糖尿病受療歴がない者に受診勧奨を行う。

(6) 医療分析の実施

専門的な知識を有する者による被保険者の医療費分析を行い、医療費の削減を図る。

2. レセプト点検の実施

連合会で行うレセプト点検に加え、組合独自で高額医療レセプト点検を実施し適正な療養給付費の給付を行なうとともに、費用対効果の効率化に努める。

3. 広報活動

- (1) 全国歯科医師国保組合報の発行(年2回)
- (2) ホームページの活用
- (3) 2・3種組合員を対象とした広報誌を発行(年2回)

Ⅲ 事務処理の適正化と効率化

医療制度を取り巻く環境が大きく変動する中で、特に国保組合は国庫補助制度の見直しが実施され、国庫補助が段階的に引き下げられるなど、事業運営にも大きな影響がでることとなる。

このような状況を踏まえ、実施事業の見直し及び事務処理の見直し等事務処理の効率化に努める。

Ⅳ 事務研修会の開催

支部事務所職員対象の研修会

医療保険制度の転換期にあることを踏まえ、毎年のように見直される制度への対応及び適正な事務処理と効率化に資するために事務研修会及びICTを利用したWEBによる事務局連絡会を開催する。

Ⅴ コンプライアンス研修会の開催及び健康づくり推進部会の開催

法令遵守(コンプライアンス)のための実践計画に基づき、研修会を開催する。

各支部の健康づくり計画の共有化を図るために、健康づくり推進部会を開催する。

Ⅵ 諸会議及び研修会等の開催及び出席

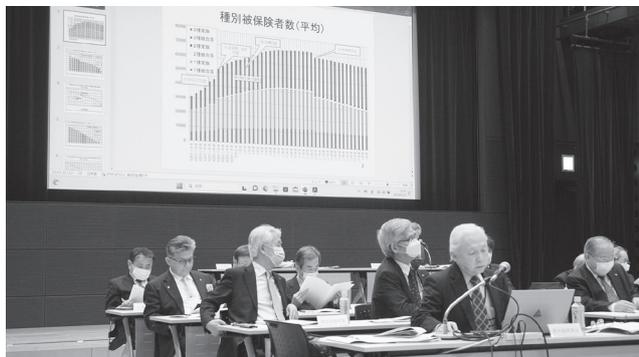
組合会、理事会、常務会、監事会、委員会等の諸会議の開催とともに関係団体の諸会議への出席並びに諸研修会に参加する。

Ⅶ 各種関係団体との連携

全国国民健康保険組合協会及び全国歯科医師国民健康保険組合連合会などの関係団体との連携により適切な情報収集等を行い、組合運営の円滑化、効率化に努める。

第4号議案 令和5年度歳入歳出予算(案)について議決を求める件 鈴木副理事長

令和5年度歳入歳出予算(案)についてプロジェクターを用いて説明があり、挙手多数により可決承認された。



鈴木副理事長

令和5年度 歳入歳出予算書

歳入		(単位：千円)
款	項	予算額
1. 国民健康保険料		13,639,570
	1. 国民健康保険料	13,639,570
2. 使用料及び手数料		1
	1. 督促手数料	1
3. 国庫支出金		4,324,672
	1. 国庫負担金	42,505
	2. 国庫補助金	4,282,167
4. 前期高齢者交付金		2
	1. 前期高齢者交付金	2
5. 共同事業交付金		302,144
	1. 共同事業交付金	302,144
6. 財産収入		17,546
	1. 財産運用収入	17,546
7. 繰入金		1,518,405
	1. 特別積立金繰入金	1
	2. 給付費等支払準備金繰入金	1
	3. 別途積立金繰入金	1
	4. 事務所維持・拡充積立金繰入金	1
	5. 役員退職慰労金積立金繰入金	18,400
	6. 職員退職手当積立金繰入金	1
	7. 国保事業安定積立金繰入金	1,500,000
8. 繰越金		3,000,000
	1. 繰越金	3,000,000
9. 諸収入		62
	1. 延滞金及び過料	1
	2. 立替収入	1
	3. 預金利子	54
	4. 雑入	6
歳入	合計	22,802,402

歳出		
款	項	予算額
1. 組合会費		20,670
	1. 組合会費	20,670
2. 総務費		732,224
	1. 総務管理費	732,223
	2. 徴収費	1
3. 保険給付費		11,189,849
	1. 療養諸費	9,457,987
	2. 高額療養費	858,743
	3. 移送費	1,000
	4. 出産育児諸費	627,264
	5. 葬祭費	22,490
	6. 傷病手当金	103,565
	7. 出産手当金	118,800
4. 後期高齢者支援金等		4,223,267
	1. 後期高齢者支援金等	4,223,267
5. 前期高齢者納付金等		1,603,743
	1. 前期高齢者納付金等	1,603,743
6. 介護納付金		1,944,443
	1. 介護納付金	1,944,443
7. 共同事業拠出金		431,925
	1. 共同事業拠出金	431,923
	2. 共同事業負担金	2
8. 保健事業費		747,435
	1. 特定健康診査等事業費	155,800
	2. 保健事業費	591,635
9. 積立金		122,414
	1. 積立金	122,414
10. 諸支出金		27,601
	1. 償還金及び還付加算金	27,601
11. 予備費		1,758,831
	1. 予備費	1,758,831
歳出	合計	22,802,402

歳入

◆国民健康保険料 総額 13,639,570 千円 (前年度比 979,892 千円増)

1 医療給付費分保険料 8,873,212 千円

①所得割賦課額 2,669,836 千円 (前年度比 88,371 千円増)

内、後期高齢者の1種組合員分 69,565 千円。対前年度比 +3%として計上した。

②均等割賦課額 6,203,376 千円 (前年度比 20,986 千円減)

2 後期高齢者支援金等賦課額 3,215,637 千円 (前年度比 659,735 千円増)

月額 4,300 円 (900 円増)

3 介護納付金賦課額 1,474,037 千円 (前年度比 241,492 千円増)

月額 4,700 円 (800 円増)

4 後期高齢者の1種組合員賦課額 76,680 千円 (前年度比 11,280 千円増)

後期高齢者の1種組合員数 1,278 人 (188 人増)

◆国庫支出金 4,324,672 千円 (前年度比 344,262 千円増)

1 国庫負担金 (国庫支出金の 0.99%)

事務負担金 42,505 千円 (5,369 千円増)

2 国庫補助金 (国庫支出金の 99.01%) 4,282,167 千円 (前年度比 338,893 千円増)

①療養給付費等補助金 3,913,281 千円 (前年度比 238,686 千円増)

(1) 療養給付費補助金 2,395,063 千円 (前年度比 178,093 千円増)

(2) 後期高齢者支援金補助金 1,027,235 千円 (前年度比 68,419 千円増)

(3) 病床転換支援金補助金 1 千円

(4) 介護納付金補助金 490,978 千円 (前年度比 7,826 千円減)

(5) ~ (8) 各節の過年度分 4 千円

②出産育児一時金等補助金 232,902 千円

(1) 出産育児一時金等補助金 173,001 千円 (前年度比 50,826 千円増)

一人あたり 42 万円から 50 万円に増額

(2) 高額医療費共同事業補助金 59,901 千円 (前年度比 16,437 千円増)

③特別調整補助金 130,781 千円 (前年度比 49,619 千円増)

④その他の補助金 5,203 千円

◆共同事業交付金

1 高額医療費共同事業交付金 302,144 千円 (前年度比 26,403 千円増)

拠出金予算額の 70%を交付金予算額とする。

◆繰入金 1,518,405 千円

内 国保事業安定積立金 1,500,000 千円

役員退職慰労金 18,400 千円

各款における残存措置 5 千円

◆繰越金 3,000,000 千円

歳入予算額は、前年度より 2,873,196 千円の増の 22,802,402 千円を計上した。

歳出

◆組合会費 20,670千円 (前年度比2,659千円増)

◆総務費 732,224千円 (前年度比48,329千円増)

- ・役員会費 99,950千円 (前年度比29,579千円増)
令和5年度は役員改選があり、役員退職慰労金を含んでいる。
- ・一般管理費 617,180千円 (前年度比33,910千円増)

◆保険給付費 11,189,849千円 (前年度比1,364,440千円増)

- 1 療養諸費 9,457,987千円 (84.52%) (前年度比1,082,236千円増)
 - ①療養給付費 9,270,000千円 (82.84%) (前年度比1,071,000千円増)
 - ②療養費 112,100千円 (前年度比4,600千円増)
 - ③審査手数料 75,887千円 (前年度比6,736千円増)
- 2 高額療養費 858,743千円 (前年度比69,032千円増)
- 3 移送費 1,000千円
- 4 出産育児諸費 627,264千円 (前年度比138,139千円増)
- 5 葬祭費 22,490千円 (前年度比1,430千円増)
- 6 傷病手当金 103,565千円 (前年度比43,263千円増)
- 7 出産手当金 118,800千円 (前年度比30,240千円増)

◆後期高齢者支援金 4,223,267千円 (前年度比321,638千円増)

後期高齢者支援金等賦課額3,215,637千円と国庫補助金1,027,235千円の合計との差額分19,605千円プラスになると予測される。

◆前期高齢者納付金 1,603,743千円 (前年度比217,999千円減)

組合の負担金1,233,966千円より、組合員一人当たりになると月額1,627円。

◆介護納付金 1,944,443千円 (前年度比6,086千円減)

介護納付金賦課額1,474,037千円と国庫補助金490,978千円の合計との差額分20,572千円プラスになると予測される。

◆共同事業拠出金 431,925千円 (前年度比38,361千円増)

◆保健事業費 747,435千円 (前年度比99,946千円増)

新型コロナウイルスワクチンが有料化した場合も対応できるよう計上している。

◆積立金 122,414千円 (前年度比84,110千円増)

特別積立金83,811千円は療養給付費が伸びることを予測して計上している。
積立金総額は令和4年12月末時点で6,833,487,935円。

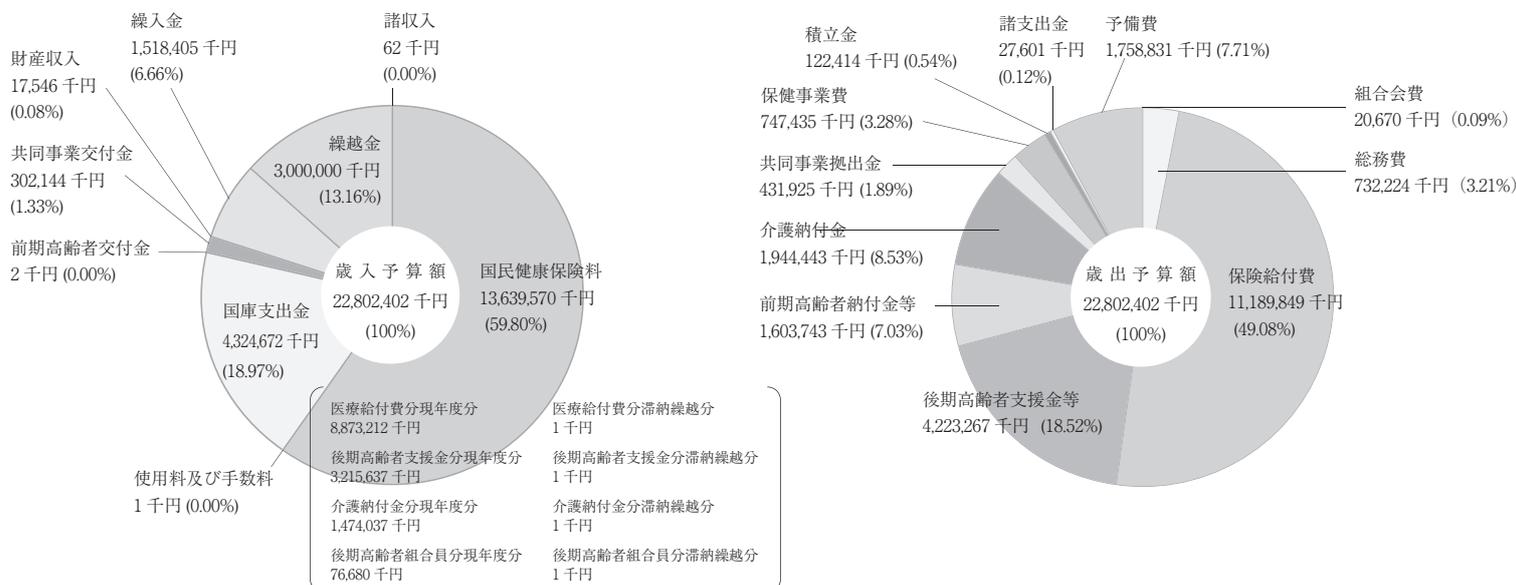
◆諸支出金 27,601千円

◆予備費 1,758,831千円 (前年度比1,140,198千円増)

繰入金1,518,405千円の影響により大幅に増加した。

歳出予算総額は前年度より2,873,196千円の増の22,802,402千円を計上した。

令和5年度 歳入・歳出予算（案）に占める各款別構成割合



第5号議案 職員退職手当積立金の処分(案)について議決を求める件 鈴木副理事長

職員退職手当積立金の一部を下記の通り処分することについて、挙手多数により可決承認された。
令和4年度職員退職手当金支給額(5名分) 45,012,037円

事前質問

質疑応答の要旨

Q 現在、全国歯科医師国民健康保険組合においてインフルエンザ予防接種補助事業として、「1人当たり3,000円(13歳未満5,000円)を限度に補助する」となっております。

新型コロナウイルス感染症は令和5年5月8日から季節性インフルエンザと同類の5類感染症に移行します。新型コロナウイルスワクチン接種については令和5年度もすべての方が自己負担なしで接種できるとなっておりますが、令和6年度以降新型コロナウイルスワクチン接種に負担金が生じる可能性も考えられますが、その場合、全国歯科医師国民健康保険組合としての補助等について現時点での考えをお伺いいたします。

(高知県支部 森本靖士議員)

A ご指摘の通り、新型コロナウイルスワクチンの接種は、令和6年3月31日をもって無料接種は終わります。

令和6年度の国の動向を注視し、インフルエンザ予防接種補助事業とあわせて補助等を前向きに検討する所存です。

(三塚理事長)



森本議員



三塚理事長

報告事項

齊藤専務理事

〔全国歯関係〕

●規則・規程の一部改正等について（令和4年8月～令和5年3月可決分）

(1) 組合規約施行規則の一部改正について

第2号議案にて可決承認された出産育児一時金の支給額改定に伴い、直接支払制度による受給手続、受取代理制度による受給手続の金額も42万円から50万円に改正する。

組合規約施行規則の一部改正新旧条文比較対照表

改 正	現 行
第4章 保険給付	第4章 保険給付
(歯科給付) 第9条 ～ (出産育児一時金の受給手続) 第13条 (略)	(歯科給付) 第9条 ～ (出産育児一時金の受給手続) 第13条 (略)
(直接支払制度による受給手続) 第13条の2 直接支払制度を利用する場合は、出産を予定している医療機関等と申請・受取に係る代理契約を締結すること。 2. 出産費用が500,000円を超えた場合は、超えた費用を医療機関等の窓口で支払うこと。 3. 出産費用が500,000円未満の場合は、その差額を出産育児一時金支給申請書（様式8号）により支給する。	(直接支払制度による受給手続) 第13条の2 直接支払制度を利用する場合は、出産を予定している医療機関等と申請・受取に係る代理契約を締結すること。 2. 出産費用が42万円を超えた場合は、超えた費用を医療機関等の窓口で支払うこと。 3. 出産費用が42万円未満の場合は、その差額を出産育児一時金支給申請書（様式8号）により支給する。
(受取代理制度による受給手続) 第13条の3 受取代理制度を利用する場合は、出産育児一時金等支給申請書（受取代理用）（以下「受取代理申請書」という。）を支部を経由して組合に提出すること。 また、新たな医療機関等で受取代理制度を利用する場合は、改めて受取代理申請書を支部を経由して組合に提出すること。 2. 予定していた医療機関等以外で出産する場合などで、受取代理申請を取り下げる場合は、速やかに、「受取代理申請取下書」を支部を経由して組合に提出すること。 3. 予定していた医療機関等以外で出産した場合で、再申請の余裕のない時は、「受取代理人変更届」を医療機関等を通じて組合に提出しなければならない。 4. 出産費用が500,000円未満の場合は、その差額を出産育児一時金支給申請書（様式8号）により支給する。	(受取代理制度による受給手続) 第13条の3 受取代理制度を利用する場合は、出産育児一時金等支給申請書（受取代理用）（以下「受取代理申請書」という。）を支部を経由して組合に提出すること。 また、新たな医療機関等で受取代理制度を利用する場合は、改めて受取代理申請書を支部を経由して組合に提出すること。 2. 予定していた医療機関等以外で出産する場合などで、受取代理申請を取り下げる場合は、速やかに、「受取代理申請取下書」を支部を経由して組合に提出すること。 3. 予定していた医療機関等以外で出産した場合で、再申請の余裕のない時は、「受取代理人変更届」を医療機関等を通じて組合に提出しなければならない。 4. 出産費用が42万円未満の場合は、その差額を出産育児一時金支給申請書（様式8号）により支給する。
(直接支払制度・受取代理制度を利用しない場合の受給手続) 第13条4 ～ (被保険者証の紛失、盗難の届出) 第19条 (略)	(直接支払制度・受取代理制度を利用しない場合の受給手続) 第13条4 ～ (被保険者証の紛失、盗難の届出) 第19条 (略)
附 則 1. この規則は、令和5年4月1日より施行する。 (第13条の2項3項 出産育児一時金額の改正。ただし、出産日が施行日前である被保険者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。)	

(2) 歯科健診文書料及び指導料支給要綱の一部改正について

歯科健診対象者が1種組合員本人にも拡大する。後述のお知らせもご覧ください。

歯科健診文書料及び指導料支給要綱の一部改正 新旧条文比較対照表

改 正	現 行
<p>(目的)</p> <p>1 この要綱は、歯科疾患を早期に発見し、予防等に努めることで、全身の健康保持増進をはかることを目的とする。</p> <p>(対象者)</p> <p>2 対象者は、<u>1・2・3種組合員及び被保険者である1・2・3種組合員に属する世帯員（健診時18歳以上の者）とする。</u></p> <p>(実施医療機関及び健診方法)</p> <p>3 歯科健診を実施する医療機関は原則として、1種組合員に属する世帯員は組合員の診療所、2・3種組合員及び2・3種組合員に属する世帯員は組合員が雇用される1種組合員の診療所とする。 1種組合員は問診用紙の記入により、健診受診者とする。</p> <p>(歯科健診文書料及び指導料の支給及び金額)</p> <p>4 歯科健診に係る歯科健診文書料及び指導料は、支部事務所より実施医療機関（1種組合員）に支給することとし、歯科健診文書料及び指導料の額は、歯科健診受診者1名につき1,000円（実施期間内1回限り）とする。</p> <p>(実施期間)</p> <p>5 事業年度の4月1日から翌年2月末日までに受診した歯科健診とする。</p> <p>(申請手続)</p> <p>6 実施医療機関（1種組合員）は、対象者の歯科健診後「全国歯科医師国民健康保険組合歯科健診票」（2枚複写）に健診結果を記入の上、組合提出用の健診票を支部事務所を経由し、組合に提出しなければならない。<u>また、1種組合員本人分は「全国歯科医師国民健康保険組合問診用紙」を記入の上、問診用紙を支部事務所を経由し、組合に提出しなければならない。</u> ただし、1診療所あたり申請は1回限りとする。</p> <p style="text-align: center;">7～11（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p><u>(第2に1種組合員を追加)</u></p> <p><u>(第3に1種組合員は問診用紙記入により健診受診者を追加)</u></p> <p><u>(第6に1種組合員は問診用紙を組合に提出を追加)</u></p>	<p>(目的)</p> <p>1 この要綱は、歯科疾患を早期に発見し、予防等に努めることで、全身の健康保持増進をはかることを目的とする。</p> <p>(対象者)</p> <p>2 対象者は、2・3種組合員及び被保険者である1・2・3種組合員に属する世帯員（健診時18歳以上の者）とする。</p> <p>(実施医療機関)</p> <p>3 歯科健診を実施する医療機関は原則として、1種組合員に属する世帯員は組合員の診療所、2・3種組合員及び2・3種組合員に属する世帯員は組合員が雇用される1種組合員の診療所とする。</p> <p>(歯科健診文書料及び指導料の支給及び金額)</p> <p>4 歯科健診に係る歯科健診文書料及び指導料は、支部事務所より実施医療機関（1種組合員）に支給することとし、歯科健診文書料及び指導料の額は、歯科健診受診者1名につき1,000円（実施期間内1回限り）とする。</p> <p>(実施期間)</p> <p>5 事業年度の4月1日から翌年2月末日までに受診した歯科健診とする。</p> <p>(申請手続)</p> <p>6 実施医療機関（1種組合員）は、対象者の歯科健診後「全国歯科医師国民健康保険組合歯科健診票」（2枚複写）に健診結果を記入の上、組合提出用の健診票を支部事務所を経由し、組合に提出しなければならない。 ただし、1診療所あたり申請は1回限りとする。</p> <p style="text-align: center;">7～11（略）</p>

(3) 保険料減免取扱規程の一部改正について

東日本大震災に係る東京電力福島第一原発事故による保険料減免の期間を、157ヶ月間に延長する。

保険料減免取扱規程の一部改正新旧条文比較対照表

改 正	現 行																																																															
<p>附 則</p> <p>1. この規程は、令和5年4月1日より施行する。 (特例減免措置の見直しについては別表3の通りにする)</p> <p>別表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被 災 の 状 況</th> <th>現 行</th> <th>暫定措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 全壊、流出若しくは全焼</td> <td>3ヵ月間</td> <td>19ヵ月間</td> </tr> <tr> <td>(2) 半壊若しくは半焼</td> <td>2ヵ月間</td> <td>19ヵ月間</td> </tr> <tr> <td>(3) 部分壊若しくは部分焼</td> <td>1ヵ月間</td> <td>3ヵ月間</td> </tr> <tr> <td>(4) 床上浸水30センチメートル以上</td> <td>2ヵ月間</td> <td>6ヵ月間</td> </tr> <tr> <td>(5) 床上浸水30センチメートル未満</td> <td>1ヵ月間</td> <td>3ヵ月間</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被 災 の 状 況</th> <th>現 行</th> <th>暫定措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 東京電力福島第一原子力発電所事故</td> <td>—</td> <td>157ヵ月間</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>震災時に住所を有していた地域（福島県内）</th> <th></th> <th>見直しが開始される年度※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 【平成26年までに解除された地域】 ・ 広野町、楡葉町の一部 南相馬市の一部（旧緊急時避難準備区域） ・ 川内村の一部、田村市（旧緊急時避難準備区域及び指示解除準備区域） ・ 特定避難勧奨地点 </td> <td></td> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td> 【平成27年に解除された地域】 ・ 楡葉町の残り全域（旧避難指示解除準備区域） </td> <td></td> <td>令和6年度</td> </tr> <tr> <td> 【平成28年に解除された地域】 ・ 葛尾村の一部、南相馬市の一部（旧避難指示解除準備区域及び旧居住制限区域） ・ 川内村の残り全域（旧居住制限区域） </td> <td></td> <td>令和7年度</td> </tr> <tr> <td> 【平成29年に解除された地域】 ・ 飯館村の一部、浪江町の一部、川俣町、富岡町の一部 （旧避難指示解除準備区域及び旧居住制限区域） </td> <td></td> <td>令和8年度</td> </tr> </tbody> </table> <p>※①見直し開始年度においては、保険料(税)の半額が引き続き、減免 ※②見直し開始年度の次年度においては、保険料(税)の減免措置が終了</p>	被 災 の 状 況	現 行	暫定措置	(1) 全壊、流出若しくは全焼	3ヵ月間	19ヵ月間	(2) 半壊若しくは半焼	2ヵ月間	19ヵ月間	(3) 部分壊若しくは部分焼	1ヵ月間	3ヵ月間	(4) 床上浸水30センチメートル以上	2ヵ月間	6ヵ月間	(5) 床上浸水30センチメートル未満	1ヵ月間	3ヵ月間	被 災 の 状 況	現 行	暫定措置	(1) 東京電力福島第一原子力発電所事故	—	157ヵ月間	震災時に住所を有していた地域（福島県内）		見直しが開始される年度※	【平成26年までに解除された地域】 ・ 広野町、楡葉町の一部 南相馬市の一部（旧緊急時避難準備区域） ・ 川内村の一部、田村市（旧緊急時避難準備区域及び指示解除準備区域） ・ 特定避難勧奨地点		令和5年度	【平成27年に解除された地域】 ・ 楡葉町の残り全域（旧避難指示解除準備区域）		令和6年度	【平成28年に解除された地域】 ・ 葛尾村の一部、南相馬市の一部（旧避難指示解除準備区域及び旧居住制限区域） ・ 川内村の残り全域（旧居住制限区域）		令和7年度	【平成29年に解除された地域】 ・ 飯館村の一部、浪江町の一部、川俣町、富岡町の一部 （旧避難指示解除準備区域及び旧居住制限区域）		令和8年度	<p>附 則</p> <p>別表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被 災 の 状 況</th> <th>現 行</th> <th>暫定措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 全壊、流出若しくは全焼</td> <td>3ヵ月間</td> <td>19ヵ月間</td> </tr> <tr> <td>(2) 半壊若しくは半焼</td> <td>2ヵ月間</td> <td>19ヵ月間</td> </tr> <tr> <td>(3) 部分壊若しくは部分焼</td> <td>1ヵ月間</td> <td>3ヵ月間</td> </tr> <tr> <td>(4) 床上浸水30センチメートル以上</td> <td>2ヵ月間</td> <td>6ヵ月間</td> </tr> <tr> <td>(5) 床上浸水30センチメートル未満</td> <td>1ヵ月間</td> <td>3ヵ月間</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被 災 の 状 況</th> <th>現 行</th> <th>暫定措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 東京電力福島第一原子力発電所事故</td> <td>—</td> <td>145ヵ月間</td> </tr> </tbody> </table>	被 災 の 状 況	現 行	暫定措置	(1) 全壊、流出若しくは全焼	3ヵ月間	19ヵ月間	(2) 半壊若しくは半焼	2ヵ月間	19ヵ月間	(3) 部分壊若しくは部分焼	1ヵ月間	3ヵ月間	(4) 床上浸水30センチメートル以上	2ヵ月間	6ヵ月間	(5) 床上浸水30センチメートル未満	1ヵ月間	3ヵ月間	被 災 の 状 況	現 行	暫定措置	(1) 東京電力福島第一原子力発電所事故	—	145ヵ月間
被 災 の 状 況	現 行	暫定措置																																																														
(1) 全壊、流出若しくは全焼	3ヵ月間	19ヵ月間																																																														
(2) 半壊若しくは半焼	2ヵ月間	19ヵ月間																																																														
(3) 部分壊若しくは部分焼	1ヵ月間	3ヵ月間																																																														
(4) 床上浸水30センチメートル以上	2ヵ月間	6ヵ月間																																																														
(5) 床上浸水30センチメートル未満	1ヵ月間	3ヵ月間																																																														
被 災 の 状 況	現 行	暫定措置																																																														
(1) 東京電力福島第一原子力発電所事故	—	157ヵ月間																																																														
震災時に住所を有していた地域（福島県内）		見直しが開始される年度※																																																														
【平成26年までに解除された地域】 ・ 広野町、楡葉町の一部 南相馬市の一部（旧緊急時避難準備区域） ・ 川内村の一部、田村市（旧緊急時避難準備区域及び指示解除準備区域） ・ 特定避難勧奨地点		令和5年度																																																														
【平成27年に解除された地域】 ・ 楡葉町の残り全域（旧避難指示解除準備区域）		令和6年度																																																														
【平成28年に解除された地域】 ・ 葛尾村の一部、南相馬市の一部（旧避難指示解除準備区域及び旧居住制限区域） ・ 川内村の残り全域（旧居住制限区域）		令和7年度																																																														
【平成29年に解除された地域】 ・ 飯館村の一部、浪江町の一部、川俣町、富岡町の一部 （旧避難指示解除準備区域及び旧居住制限区域）		令和8年度																																																														
被 災 の 状 況	現 行	暫定措置																																																														
(1) 全壊、流出若しくは全焼	3ヵ月間	19ヵ月間																																																														
(2) 半壊若しくは半焼	2ヵ月間	19ヵ月間																																																														
(3) 部分壊若しくは部分焼	1ヵ月間	3ヵ月間																																																														
(4) 床上浸水30センチメートル以上	2ヵ月間	6ヵ月間																																																														
(5) 床上浸水30センチメートル未満	1ヵ月間	3ヵ月間																																																														
被 災 の 状 況	現 行	暫定措置																																																														
(1) 東京電力福島第一原子力発電所事故	—	145ヵ月間																																																														

●規約・規則等検討委員会

令和6年度から国庫補助率の減少により、組合歳入の減少が見込まれるため保険料の賦課方法等の見直しの必要があり、検討するために規約・規則等検討委員会が設置された。

理事より2名、A、B、C地区から各2名の議員が選出され、鈴木哲男副理事長と高嶺明彦常務理事がオブザーバーを担当する。

委員会メンバー

地区	支部	氏名
理事	鳥根県支部	内田 朋良
理事	新潟県支部	松崎 正樹
A	青森県支部	近藤 磨史
A	新潟県支部	井比 陽
B	福井県支部	岸本 敏郎
B	京都府支部	鈴木 邦亮
C	山口県支部	下村 明生
C	高知県支部	森本 靖士

担当役員

副理事長	岩手県支部	鈴木 哲男
常務理事	沖縄県支部	高嶺 明彦

●選挙規則等対応委員会

選挙規則等の改正について、令和4年度臨時委員会の答申に基づき検討するために、選挙規則等対応委員会が設置された。7名の理事が委員として選出された。

委員会メンバー

理事	支部	氏名
理事	滋賀県支部	芦田 欣一
理事	長野県支部	春日 司郎
理事	栃木県支部	赤沼 岩男
理事	青森県支部	嶋中 繁樹
理事	山口県支部	小山 茂幸
理事	高知県支部	野村 和男
理事	石川県支部	飯利 邦洋

●職員定年規程等対応委員会

令和3年4月1日より高年齢者雇用安定法の一部が改正され、平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員に働いていただく環境を整備するため、職員定年規程等対応委員会が設置された。8名の理事が委員として選出された。

委員会メンバー

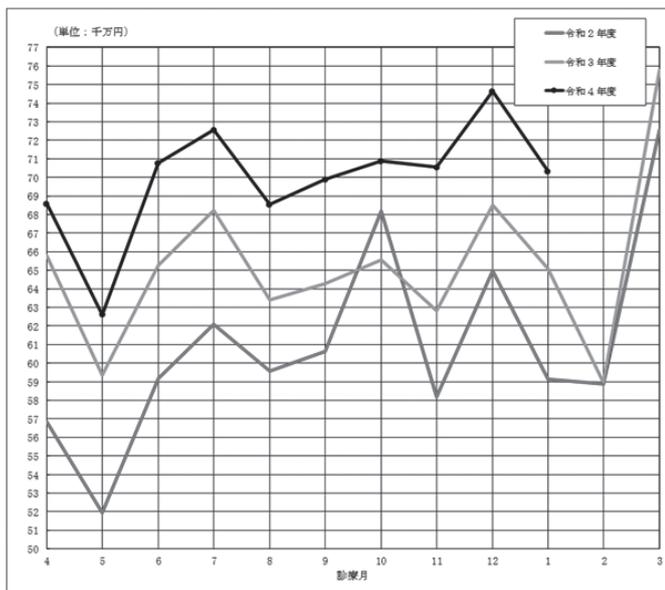
理事	支部	氏名
理事	京都府支部	安岡 良介
理事	山梨県支部	三森 幹夫
理事	香川県支部	山下 喜世弘
理事	岡山県支部	酒井 昭則
理事	岐阜県支部	阿部 義和
理事	富山県支部	山崎 安仁
理事	徳島県支部	森 秀司
理事	鳥取県支部	渡部 隆夫

●令和4年度 療養給付費の状況について

令和4年度の療養給付費は約86億円を見込んでおり、令和4年度予算の81億円と予備費を合わせると予算内で消化できると考えている。

診療月	令和2年度	令和3年度	伸び率	令和4年度	伸び率
4月	568,263,464	657,670,409	15.73	685,725,159	4.27
5月	519,422,621	593,441,236	14.25	626,051,949	5.50
6月	591,518,228	652,571,130	10.32	707,581,540	8.43
7月	620,983,834	682,194,283	9.98	725,614,124	6.36
8月	595,790,623	633,904,149	6.40	685,349,914	8.12
9月	606,147,139	642,653,284	6.02	698,887,492	8.75
10月	682,004,647	655,521,958	▲ 3.88	708,803,903	8.13
11月	582,000,617	628,149,977	7.93	705,451,983	12.31
12月	649,767,708	684,957,328	5.42	746,414,726	8.97
1月	591,483,977	650,896,136	10.04	※ 703,308,981	8.05
2月	588,620,700	589,636,370	0.17	575,000,000	57.00
3月	725,802,462	757,624,795	4.38	800,000,000	80.00
合計	7,321,806,017	7,829,211,055	6.93	6,993,189,801	▲ 10.00
月間平均	610,150,501	652,434,255	6.93	699,318,980	7.19

※令和5年1月の療養給付費は確定額ではありません



●令和4年度 新型コロナウイルス感染症による保険料免除及び傷病手当金について

【保険料免除】

新型コロナウイルス感染症の影響により死亡、重篤、収入減少した3組合世帯に対し、国の財政支援により、975,600円を免除した。

連続10日以上休診又は休職し、収入が減少した96組合員世帯に対し、組合規程に基づき2,457,100円を免除した。

【傷病手当金】

新型コロナウイルス感染症の影響により休職した1,704名に対し、国の財政支援より計54,275,881円を支給した。

●令和5年度会議予定表について

令和5年度 会議 予定 表

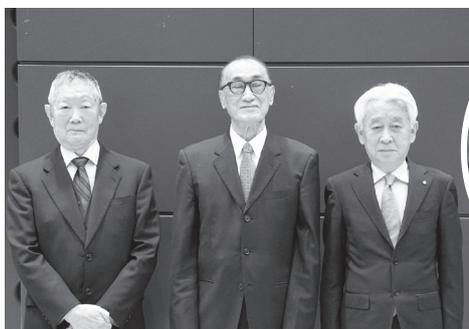
令和5年3月26日末現在

年	月	日(曜)	会議名	時間	場所
2023年 (令和5年)	6月	7日(水)	第1回常務会	13:00	TKP 東京駅カンファレンスセンター
		14日(水)	第1回監事会	15:00	東京事務所
		28日(水)	第1回理事会	13:00	TKP 東京駅カンファレンスセンター
	7月	12日(水)	第2回常務会	13:00	web 会議 (事前質問)
		23日(日)	第1回議長団打合せ 第93回通常組合会	12:00 13:00	トラストシティカンファレンス・丸の内
	8月	1日(火)	第2回理事会	13:00	TKP 東京駅カンファレンスセンター
	10月	18日(水)	コンプライアンス研修会	13:00	東京事務所
			健康づくり推進部会	14:00	
		25日(水)	第3回常務会	13:00	TKP 東京駅カンファレンスセンター
	11月	15日(水)	第3回理事会	13:00	TKP 東京駅カンファレンスセンター
2024年 (令和6年)	1月	31日(水)	第4回常務会	13:00	TKP 東京駅カンファレンスセンター (予定)
	2月	15日(木)	第4回理事会	13:00	TKP 東京駅カンファレンスセンター (予定)
		21日(水)	第2回監事会	15:00	東京事務所
		28日(水)	第5回常務会	13:00	web 会議 (事前質問)
	3月	3日(日)	打合せ 第94回通常組合会	12:00 13:00	トラストシティカンファレンス・丸の内 (予定)

※上記の日程に変更が生じることがあります。

■叙勲受章者 記念品贈呈

高嶺常務理事より、令和4年秋の叙勲で保健衛生功勞により旭日小綬章を受章された右田信行監事（山口県）、酒井昭則常務理事（岡山県）の紹介があり、三塚理事長より記念品を贈呈し祝意を表した。



右田監事、三塚理事長、酒井常務理事



高嶺常務理事

■叙勲受章者挨拶（要旨） 右田監事

山口県の右田でございます。私は正にこのようなものを頂く者ではないのですけれども、頂けて恐悦至極に存じます。

私は北九州出身で、九州歯科大学の口腔外科に勤めており、ここで一生を終えると思っていました。ある日教授に部屋に呼ばれ、鶴の一声、「山口県に行って来い」と言われまして、それから今まで山口県で過ごしてまいりました。

今後とも頑張りますので皆様よろしくお願いいたします。ありがとうございました。



右田監事

■叙勲受章者挨拶（要旨） 酒井常務理事

高嶺先生からは丁寧なご紹介、また三塚理事長からは過分なご芳志を頂き、ありがとうございました。

今後は先生方のお気持ちに恥じないように、背かないように、晩節を汚さないようにと考えておりますので、どうか今まで通り変わらぬご指導を頂くことをお願いしてご厚情の感謝と御礼に代えたいと思います。ありがとうございました。



酒井常務理事

■閉会の辞（要旨） 山下副理事長

皆様お疲れ様でございました。小林議長、増田副議長にはスムーズな進行を行っていただき、ありがとうございました。

そして酒井先生、右田先生、旭日小綬章受章おめでとうございます。本日は5本の協議題について、皆様の絶大なご協力をありがとうございました。只今委員会が3つ発足致しました。次回の組合会ではその答申書が皆様にご披露できると思っております。委員会の委員に任命された先生方は、ご足労ではございますけれどもよろしくお願ひしたいと思います。

第92回組合会これにて閉会致します。どうもありがとうございました。



山下副理事長

新潟県支部

新潟といえば「米」「酒」「鮭」「雪」そして、むし歯の数が日本一少ない子どもたちの白い歯を思い浮かべる方が多いかもしれません。実は、新潟は豊富な食材を産する農業県のイメージだけではなく、北前船の寄港地として栄えた港町という顔も持っています。

平成29年に新潟市を含む地域が「荒海を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地、船主集落～」として文化庁より日本遺産に認定されました。日和山、住吉神社、旧斉藤家別邸、新潟祭り、日本舞踊市山流（古町芸妓）、小澤邸、燕喜館等も一緒に認定され北前船のもたらした文化として県民から愛されています。

また、現代の北前船というコンセプトで、帆をモチーフとしたデザインの地元紙新潟日報社本社屋が入る複合ビル「メディアシップ」が2013年に信濃川下流、万代橋のたもとに建設されました。20階の展望台からは日本一長い信濃川が海に流れ込む様子や晴れた日には意外と近くに佐渡島も見られます。夜間は「光の帆布」とよばれるライトアップがされ、殊に桜の季節には夜桜と共に映える現代の北前船の姿は幻想的な美しさを醸し出しています。

【新潟県支部紹介】

新潟県支部は新潟県歯科医師会館2階の事務局内にあり、2名の女性事務員が常勤し業務にあたっています。被保険者は、1種組合員1,003名・家族1,490名、2種組合員113名・家族76名、3種組合員2,633名・家族279名、後期高齢者組合員106名、合計5,700名です。（令和5年2月末現在）松崎正樹新潟県歯科医師会会長を支部長とし役員は6名です。

新潟県支部独自の事業として2事業あります。1つは健康診断助成事業です。組合員が健康に働けるように疾病の早期発見早期受診のために毎年度、健康診断の補助を行なっています。

もう1つは、健康づくり事業補助です。組合員が参加するスポーツ大会等、健康増進に関わる事業に対して補助を行います。

現在の新潟県支部の課題として、1種組合員の高齢化による組合員数の減少に伴う保険料の減収と特定健康診査・特定保健指導の受診者が少ないことがあげられます。

今後は、松崎正樹支部長の力強いリードのもと、役員の方と協力し合い、組合員の健康を守って参りたいと思います。

新潟県支部理事 有松美紀子



後列左から 井比支部監事 須藤支部監事 神成支部常務理事
前列左から 佐藤副支部長 松崎支部長 有松支部理事



岩手県支部

岩手県の面積は15,275km²と日本で2番目に広く、東西約122km南北約184kmと南北に細長い形をしております。奥羽山脈や北上山地の山々をはじめ、県中央部を流れる北上川など豊かな自然に囲まれた土地です。また、スポーツ選手を多く輩出しておりメジャーリーグで活躍している大谷翔平、菊池雄星、プロ野球選手の佐々木朗希、スキージャンプの小林陵侑など他にも世界的に活躍中の選手がいて、彼らの活躍は岩手県民の誇りであります。

岩手県支部は昭和37年5月1日に岩手県歯科医師国保組合を設立し全国歯科医師国民健康保険組合には昭和53年9月1日に加入しました。令和5年3月1日現在、被保険者数は1種組合員527名・家族832名、2種組合員47名・家族38名、3種組合員1,356名・家族225名、後期高齢者組合員52名が加入しております。支部事務所は岩手県歯科医師会館内にあり、支部長、副支部長兼常務理事、常務理事、理事、監事2名、参与2名、職員2名の組織構成で事業をすすめております。

支部保健事業として岩手県医師国保組合、各地区医師会との連携・協力による集団健診の実施、人間ドック健診施設・PETがん検診医療機関との連携による健診料の割引の実施、インフルエンザワクチン接種への補助、健康診断助成金の支給、県歯主催の野球大会への助成を行っております。新型コロナウイルス感染症拡大により保健事業が中止、規模縮小になった期間がありましたが令和4年度はほぼ以前同様の事業を行っております。

東日本大震災から12年が経ち、被災地の風景もだいぶ変わってきました。

高い防波堤ができ、道路も整備され高台の宅地造成も進み、日常の生活を取り戻しつつあります。しかし、いまだ3万人以上の避難者がおり、復興までにはまだ長い時間がかかるのかもしれない。10年ひと昔といいますが、東日本大震災を「記憶」にするには12年という時間はまだまだ短いように感じます。

ニューヨークタイムズ紙が選ぶ「2023年今年行くべき52か所」で岩手県の県庁所在地の盛岡市が2位に選ばれました。東京から2時間ほどで行ける利便性の良さや、歩いて回れる宝石的スポットがあるなど評価を受けたようです。

季節を問わずに楽しむことができる岩手へ是非お越しください。

副支部長兼常務理事 巻藤 佐智子



安野監事



小熊監事

令和5年度4月からの保険料について

令和5年度の国民健康保険料額は以下の通りです。今年度は昨年度から金額の変更がありました。

後期高齢者支援金 令和4年度 3,400円 → 令和5年度 4,300円
 介護納付金 令和4年度 3,900円 → 令和5年度 4,700円

◆ 1種組合員及び後期高齢者組合員のうち対象者に賦課される所得割賦課額

	月額所得割賦課額（円）	年額所得割賦課額（円）
医療法人・非保険診療者（矯正標榜者含む）※	32,500	390,000
上限賦課額	32,500	390,000
下限賦課額	4月 1,900 5月～3月 1,600	19,500
前年の保険診療報酬の合算額に1,000分の6.5を乗じた額が、390,000円に満たない診療所	年額算定後、支部事務所にて月額を決定	前年の保険診療報酬の合算額の1,000分の6.5を乗じた額

※医療法人（各医療機関ごと）・非保険診療者は、所得割賦課額の変更申請を行うことができます。変更申請は令和5年6月末迄。詳しくは支部事務所までお問い合わせください。

- ◆ 1種組合員・後期高齢者組合員が開設する同一医療機関において、所得割が賦課されている場合、当該組合員の夫婦・親子・兄弟姉妹である1種組合員のうち、2人目以降の方の所得割賦課額を免除。
- ◆ 後期高齢者組合員が開設・管理する医療機関において、本人以外の1、2種組合員が診療に従事している場合は、所得割を賦課。
- ◆ 1種組合員で歯科医療機関等に勤務する者は、所得割賦課額を免除。

◆組合員・家族に賦課される均等割賦課額等

40～64歳の方 均等割賦課額+後期高齢者支援金等賦課額+介護納付金賦課額
 上記以外の75歳未満の方 均等割賦課額+後期高齢者支援金等賦課額
 後期高齢者の1種組合員（75歳以上の方） 後期高齢者賦課額

1種組合員				
保険料内訳	本人		家族	
	40～64歳以外の方	40～64歳	40～64歳以外の方	40～64歳
均等割	8,600	8,600	6,600	6,600
後期支援金	4,300	4,300	4,300	4,300
介護納付金		4,700		4,700
月額	12,900	17,600	10,900	15,600

3種組合員				
保険料内訳	本人		家族	
	40～64歳以外の方	40～64歳	40～64歳以外の方	40～64歳
均等割	9,000	9,000	6,000	6,000
後期支援金	4,300	4,300	4,300	4,300
介護納付金		4,700		4,700
月額	13,300	18,000	10,300	15,000

2種組合員				
保険料内訳	本人		家族	
	40～64歳以外の方	40～64歳	40～64歳以外の方	40～64歳
均等割	16,500	16,500	6,000	6,000
後期支援金	4,300	4,300	4,300	4,300
介護納付金		4,700		4,700
月額	20,800	25,500	10,300	15,000

後期高齢者の1種組合員				
保険料内訳	本人 (75歳以上)	保険料内訳	家族	
			40～64歳以外の方	40～64歳
		均等割	6,600	6,600
後期高齢者賦課額	5,000	後期支援金	4,300	4,300
		介護納付金		4,700
月額	5,000	月額	10,900	15,600

◆未就学児に対する保険料還付について

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、令和5年度も基準日である11月30日時点で全国歯に加入している未就学児に対し、一人当たり一律12,000円を国民健康保険料として還付します。

◎保険料賦課額の免除

3種女性組合員の一人親（離婚などにより一人で生計を営んでいる女性）の世帯に属する被保険者（家族）で、義務教育終了までの方は後期高齢者支援金等賦課額（4,300円）を免除、2人目以降の方からは基礎賦課額（6,000円）も免除します。

対象の方に賦課される月額保険料は以下の通りです。

対象者	月額保険料（円）
義務教育の子供1人目（均等割賦課額のみ賦課）	6,000
義務教育の子供2人目以降	全額免除

※再婚等により生計形態が変更になった場合は、免除が終了します。変更時は、必ず支部事務所までお知らせください。

全国歯科医師国民健康保険組合ホームページにも詳しいお知らせが掲載されています。
各種申請書類もプリントアウトが可能ですので、どうぞ活用ください。

全国歯の保険給付・保健事業

保険給付割合

病気や怪我などで医師の診療を受ける際、被保険者証を提示することで医療の給付を受けることができます。

- (1) 組合員 7割 (2) 家族 7割
- (3) 未就学児 8割
- (4) 前期高齢者のうち70歳以上の方
 - ・現役並み所得者 7割
 - ・一般所得者 8割

歯科自家診療とそれに伴う調剤は保険給付外

歯科における自己及び勤務する医療機関並びに分院等の系列医療機関での、組合員と全国歯に加入している家族の診療は、自家診療と判断し保険給付の対象外です。また、それに伴う調剤も給付対象外です。ご注意ください。

被保険者証の一斉更新（8月）

現在お持ちの「被保険者証」の有効期限は令和5年7月31日です。ただし、令和5年7月末日までに75歳の誕生日を迎える方の有効期限は誕生日前日です。

新しい被保険者証は、各診療所に7月末日までにお届けします。

有効期限切れの被保険者証等の扱いについて

これまで支部事務所へご返却いただいた有効期限切れの各証は、法令改正により、ご自身で破棄していただくことが可能となりました。ご自身で破棄するときは、ハサミで細かく裁断するなど、個人情報にご注意ください。

※有効期限内に被保険者の資格を喪失した方は、支部事務所へ証の返還が必要です。

国民健康保険被保険者証兼高齡受給者証

70歳から74歳の被保険者には、被保険者証と高齡受給者証を一体化した「国民健康保険被保険者証兼高齡受給者証」を発行します。

毎年更新されます

前年中の所得に基づいて一部負担金の割合を決定します。その為、7月末までに新しい被保険者証兼高齡受給者証を交付します。

一部負担金の割合の確認しましょう

被保険者証兼高齡受給者証に印字されている一部負担金の割合の判定に必要な所得情報は市町村に照会します（番号法第19条7号）。その際、何らかの理由により所得確認ができない場合は、一部負担金が3割となります。

再度判定をご希望の方は、所得がわかる書類を支部事務所までお送りください。

人工透析を受けている70歳未満の方へ

人工透析を受けている70歳未満の方で、「特定疾病療養受療証」の有効期限が令和5年7月31日の方は、更新手続きをお済ませください。

●申請手続きに必要な書類●

□特定疾病療養受療証交付申請書

※所得情報は、番号法第19条7号により市区町村へ照会します。その際、何らかの理由により所得確認ができない場合は、市区町村で発行した証明書が必要になります。

療養費の支給申請

次のような場合は、支払った費用の一部を支給します。

- ・組合の資格取得の手続き中のため、被保険者証を持参せず医療機関等を受診したとき
- ・緊急時に被保険者証不携帯で受診したとき
- ・海外で診療を受けたとき（※詳しくは★1）
- ・医師の指示により義手・義足・義眼・コルセット・弾性着衣などの治療用装具を購入、装着したとき
- ・医師の指示により靴型装具を購入、装着した

とき（※型装具についての申請の際には写真や画像データの添付が必要です。）

- ・ 9歳未満の小児が小児弱視等の治療で眼鏡やコンタクトレンズを購入したとき
- ・ 生血液の輸血を受けたとき
- ・ 柔道整復師の施術を受けたとき（※詳しくは★2）
- ・ 医師の同意を得て、はり・きゅう・あん摩・マッサージを受けたとき（※詳しくは★3）など

●申請手続きに必要な書類●

申請手続きに必要な書類は申請内容によって異なります。詳しくは支部事務所にお問い合わせください。

★1 海外療養費の支給申請

海外旅行などで渡航中に病気や怪我でやむを得ず現地の医療機関を受診した場合、帰国後申請により医療費の一部を支給します。申請書類の翻訳や連合会の審査など、支給には数カ月を要します。

●申請手続きに必要な書類●

- 療養費支給申請書
- 対象となる医療費の領収書
- 診療内容明細書
- 国民健康保険用国際疾病分類表
- パスポートの写し

顔写真ページと今回の渡航期間・渡航場所がわかるページ

- 調査に係わる同意書

★2 柔道整復師による施術の受診

柔道整復師による施術の受診は、国民健康保険が適用される範囲が限られています。施術前に負傷原因を正しく伝え、被保険者証が使えるかどうかの確認をすることが大切です。

クイックマッサージやスポーツジムでのマッサージには、基本的には被保険者証は使えません。被保険者証持参での割引やサービスはありませんので、十分ご注意ください。

また、同一の負傷について、同時期に被保険者証を使用して整形外科の治療と柔道整復師の施術を重複して受診することはできません。

- 外傷による負傷が対象

療養費が支給されるのは、急性または亜急性の外傷による打撲、ねんざ、挫傷、骨折、脱臼により柔道整復師の施術を受け、組合が認めた場合です。内的原因による症状は対象となりませんのでご注意ください。

★3はり・きゅう・あん摩・マッサージの受診

保険適用となる、はり・きゅう・あん摩・マッサージの施術を受けるには、予め医師の同意書（病名、症状、発病年月日の明記されたもの）が必要です。

■保険適用とならない受診内容

以下の場合、被保険者証は使えません。

- ・ 単なる肩こり、腰痛、筋肉疲労など
- ・ 病気（神経痛、リウマチ、五十肩、ヘルニアなど）
- ・ 医師の同意のない骨折及び脱臼の治療（応急手当を除く）
- ・ 工作中や通勤途中の負傷（労災）
- ・ 脳疾患後遺症などの慢性病
- ・ 症状の改善の見られない長期の施術 など

高額療養費の支給申請

該当する方（または該当になりそうな方）へは、組合から申請書をお送りします。

※高額療養費は医療機関から提出されるレセプトに基づき支給するため、レセプト提出が遅れている場合は、支給されるまでに数カ月を要します。予めご了承ください。

●申請手続きに必要な書類●

- 高額療養費支給申請書
- 対象となる医療費の領収書

※所得情報は、番号法第19条7号により市区町村へ照会します。何らかの理由により所得が確認できない場合は、市区町村で発行した証明書が必要となります。

◎限度額認定証の発行及び更新

70歳未満の方、及び70歳～74歳の方で現役並所得Ⅰ、Ⅱ（課税所得145万円以上690万円未満）の方の医療費が高額になる場合は、事前に組合に申請し交付された限度額適用認定証（住民税非課税の世帯は限度額適用・標準負担額減

額認定証)を医療機関に提示すると、1カ月あたりの窓口負担が高額の場合でも高額療養費の自己負担限度額までとなります。更新される方は、お早目にお手続きください。

●申請手続きに必要な書類●

限度額適用認定申請書

※所得情報は、番号法第19条7号により市区町村へ照会します。何らかの理由により所得が確認できない場合は、市区町村で発行した証明書が必要となります。

◆その他の保険給付の支給申請

◆傷病手当金の支給申請

保険料を完納している組合員が入院した場合、入院1日目から支給します。ただし、同一年度内の支給期間は90日を限度とします。

【支給額】(入院1日につき)

1種組合員 4,000円

2種組合員 1,500円

3種組合員 1,500円

●申請手続きに必要な書類●

傷病手当金支給申請書

◆新型コロナウイルスに係る傷病手当金の支給申請

新型コロナウイルス感染症に感染した場合、又は発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった当組合の被保険者の方に、傷病手当金を支給します。適用期間は令和5年5月7日までです。詳しい要件や、申請方法などは全国歯のHPをご覧ください。

◆出産育児一時金の支給申請

被保険者が出産(妊娠85日以上)の死産・流産を含む)した場合に、支給します。双子の場合は2人分を支給します。

【支給額】1児につき 500,000円

●申請手続きに必要な書類●

出産育児一時金支給申請書

母子手帳の出生届出済証明書の写し(市区町村の証明)

産科医療補償制度に加入する医療機関等での

産したことを証明する所定の印が押された領収書等の写し

直接支払制度に関する合意書の写し

◆出産手当金の支給申請

被保険者である組合員本人が、出産のため仕事を休んだ期間について、組合員の申請により支給します。ただし支給対象は、組合員となった日から継続して1年経過した日の翌日からです。

【対象者】

産前6週間、産後8週間において業務に服さなかった組合員(90日間を限度)

【支給額】1日につき 1,500円

●申請手続きに必要な書類●

出産手当金支給申請書

申請書の医師、助産師の証明または、出産した事実を確認できる書類

申請書の事業主の証明または、産休の期間が確認できる書類

※傷病手当金が支給された期間は出産手当金の支給は出来ません。

◆葬祭費の支給申請

被保険者が死亡した場合、葬祭を行った方に対して支給します。

【支給額】

1種組合員 300,000円

2種組合員 150,000円

3種組合員 100,000円

1・2・3種組合員の家族 100,000円

後期高齢者の1種組合員の家族 100,000円

●申請手続きに必要な書類●

葬祭費支給申請書

葬祭を行った方を判断できる書類

亡くなった事実を証明する書類

◆移送費の支給申請

病気や怪我のために移動が困難な患者が、医師の指示により緊急的に移送された場合に支給します。

ただし支給には条件がありますので、詳しくは支部事務所にお問い合わせください。

●申請手続きに必要な書類●

- 移送費支給申請書
- 医師の意見書（医師の署名捺印のあるもの）
- 領収書など移送に要した費用の額を証明する書類

インフルエンザ予防接種補助の支給申請

インフルエンザの予防接種を受けた場合、申請により費用の一部を支給します。

【対象者】

被保険者（後期高齢者の1種組合員を除く）

【支給額】

年度ごと1名につき3,000円を限度（費用額が限度額未済の場合は実費分）に支給。

◎13歳未満は1名につき5,000円を限度（2回接種の場合、2回分の領収書の合算額から限度額内）に支給。

【実施期間】

令和5年4月1日～令和6年3月31日まで

【申請期限】

令和6年3月31日までに支部事務所必着

●申請手続きに必要な書類●

- インフルエンザ予防接種補助金申請書
- 領収書（予防接種日、医療機関名、医療機関印、予防接種受診者名、インフルエンザの予防接種であることが明記されたもの）

節目健診のご案内

人間ドックなどの健診が可能な医療機関で受診後、申請書類を支部事務所までお送りください。

【対象者】

- (1)本年度中に30歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する1種組合員と2種組合員
- (2)(1)で対象になる1種組合員の被保険者である配偶者（年齢問わず）
- (3)本年度中に20歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する3種組合員

【支給額】

同一年度内に受診した健診に対し（複数の場合は、合計に対し）30,000円を限度に支給

【申請期限】

令和6年3月31日までに支部事務所必着

●申請手続きに必要な書類●

- 節目健診補助金支給申請書
- 対象となる健診の領収書

令和4年度節目健診事業対象者（未受診者）の受診期間の延長について

新型コロナウイルス感染症の影響で、医療機関へ積極的な受診が難しい状況にあったと思われる令和4年度の節目健診事業対象者（未受診者）に限り、節目健診の受診期間を1年延長します。

◎受診期間：～令和6年3月31日

◎申請期限：令和6年3月31日（支部事務所必着）

がん検診のご案内

がんの予防及び早期発見を推進し、がんによる死亡率の減少、医療費を抑制することにもつながりますのでご利用ください。

【がん検診の種類】それぞれ年1回まで

検診の種類	対象者	補助上限額
胃がん1（胃内視鏡検査）	50歳以上	8,900円
胃がん2（胃部エックス線検査）	40歳以上	6,400円
子宮頸がん（視診、子宮頸部の細胞診及び内診）	20歳以上	3,400円
肺がん1（胸部エックス線検査）	40歳以上	1,800円
肺がん2（胸部エックス線検査及び喀痰細胞診）	40歳以上	3,100円
乳がん（乳房エックス線検査もしくは視触診及び乳房エックス線検査）	40歳以上	4,200円
大腸がん（便潜血検査）	40歳以上	1,300円

【実施期間】

令和5年4月1日～令和6年3月31日まで

【申請期限】

令和6年3月31日までに支部事務所必着

●申請手続きに必要な書類●

- がん検診補助金支給申請書
- 対象となる検診の領収書

※全額自費による検査の場合のみ支給対象となります。

また、人間ドックなどの総合健診の場合は、がん検診の種類・金額の内訳がわかる書類が必要です。

仕事のストレス・人間関係の悩みについて カウンセラーに相談してみましょ

臨床心理士等の資格を有するカウンセラーとの電話、面接およびインターネットによるWebカウンセリング事業を行っております。

(面接の予約やご相談に関連上、居住地、年齢等を伺う場合がありますが、相談の有無が当組合や勤務先、ご家族等に伝わることはありません。)

◆電話カウンセリング◆

- ・相談料、通話料無料。
- ・1日1回20分程度。
- ・年度内1人5回まで無料。
- ・面接カウンセリングに移行できます。

プライバシー厳守

専用ダイヤル：0120-926-189 (無料)

◆面接カウンセリング◆

- ・年度内1人5回まで無料。
- ・面接は1回50分程度(目安)。

(6回目以降もご利用は可能ですが、相談料は有料となり、ご相談者様にご負担いただきます。料金はカウンセリングルームにより異なりますので、全国歯ホームページをご覧ください。)

◆Webカウンセリング◆

- ・ホームページから「心のWeb相談」をご利用いただけます。

メンタルヘルスカウンセリング専用ダイヤルの下6桁がログイン番号です。

◆特定健診・特定保健指導を受けましょ

特定健診・特定保健指導は、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目し、その要因となっている生活習慣の改善に向け、保健指導などの健康づくり支援を行い、糖尿病などの生活習慣病の有病者・予備群を減少させることが目的です。

40～74歳の被保険者を対象

◆特定健診◆

8,000円相当の費用が0円で受診できます。さらに受診された方にクオカード1,000円をプレゼント!

4月より順次、特定健康診査の受診券と特定保健指導の利用券が1つになっている「セット券」をお送りしております。

受診が可能な詳しい医療機関情報については全国歯のホームページをご確認ください。

【診査内容】

基本項目	質問(問診)
	身体測定
	理学的所見(身体診察)
	血圧
	血中脂質検査
	肝機能検査
	血糖検査
尿検査	

費用は無料

医師の判断による追加項目	貧血
	心電図
	眼底
	血清クレアチニン

【受診期間】

令和5年4月1日～令和6年3月31日まで

【受診時にお持ちいただくもの】

セット券(特定健康診査の「受診券」と特定保健指導の「利用券」がセットになった券)

セット券を紛失された方は再交付をしますので、各支部事務所までご連絡ください。

国民健康保険被保険者証

質問票(医療機関にもございますが、予めご記入いただきますと、スムーズです。全国歯のホームページからダウンロード可能です。)

40歳未満の方は前述の節目健診の受診によりご自身の健康管理にお役立て下さい。

◆特定保健指導◆

特定健診を受診された方の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、医師、保健師などの専門スタッフによる生活習慣を見直すサポート、アドバイスが無料で受けられます。

メタボ改善のチャンスですので、特定保健指導に該当された方は、必ずご利用ください。

【利用方法】

特定健診後に、該当者に対して利用券を当組合より送付いたします。(特定健診受診日当日に同

じ医療機関で特定保健指導を受ける場合、セット券にて受診ができます。)

特定保健指導は2つのパターンがあり、いずれか1つを選択しご利用ください。

◆医療機関で受診

HPの実施機関一覧をご確認いただき、電話等でご予約のうえご利用ください。

◆オンラインで受診

オンライン保健指導をご利用の方にAmazonギフトカード1,000円をプレゼント!

PC・スマホから簡単に面接日の予約ができ、面接日までに資料が郵送されます。お持ちの電子機器に遠隔面接ツールZoomのアプリをインストールしてお待ちください。

詳しいご案内は、利用券送付時に同封しておりますので、ご確認のうえご利用ください。

【受診期間】

令和5年4月1日～令和6年3月31日まで

【受診時にお持ちいただくもの】

(医療機関の場合)

特定保健指導利用券

国民健康保険被保険者証

歯科健診のご案内

◆院長の皆様へ◆

歯科疾患を早期に発見し予防等に努め、全身の健康保持増進をはかることを目的としております。令和5年度から、1種組合員も含めた74歳以下の被保険者すべての方を対象とします。ぜひご利用ください。

【対象者】

◎1・2・3種組合員（1種組合員は問診用紙の記入を受診とみなします。）

◎被保険者である1・2・3種組合員の家族（健診時18歳以上の者）

【受診期間】

令和5年4月1日～令和6年2月末日

【実施場所】

◎1種組合員の家族は自家の診療所

◎2・3種組合員及び2・3種組合員の家族は雇用されている1種組合員の診療所

【支給額】

歯科健診に係る歯科健診文書料及び指導料は、支部事務所より受診者1名につき1,000円を実施医療機関へ支給します。（実施期間内1度限り）

【申請期限】

令和6年3月31日までに支部事務所必着

●申請手続きに必要な書類●

下記書類に健診結果をご記入いただき、支部事務所へご提出をお願いします。

問診用紙

歯科健診診査用紙（組合提出用）

※1種組合員本人は問診用紙のみ必要となります

ジェネリック医薬品差額通知について

年に2回、ジェネリック医薬品差額通知を送付しております。

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許期間が終わってから製造・販売される薬のことで後発医薬品とも呼ばれています。新薬と同じ有効成分ですが開発費が抑えられるため、価格が安いというメリットがあり、調剤の窓口負担や医療費負担の軽減に貢献することが期待されています。

調剤の種類や病気によってはジェネリック医薬品を利用できない場合もありますので、医療機関等にご相談のうえ、上手に利用してください。

医療費通知について

年に6回、医療費通知を送付しております。

医療費通知が届きましたら、受診した診察日数や医療費の額に誤りはないかなど、組合では適正に医療機関から請求がされているか、必ずご確認ください。

医療機関等から提出されたレセプトに誤りがあり修正が必要な場合は、その受診に関する通知は掲載されません。

医療機関からの誤請求防止にもつながりますので、不明な点がございましたらご連絡ください。

【送付時期について】

送付月		記載内容
令和5年	6月	令和5年1～2月受診分
令和5年	8月	令和5年3～4月受診分
令和5年	10月	令和5年5～6月受診分
令和5年	12月	令和5年7～8月受診分
令和6年	2月	令和5年9～11月受診分
令和6年	4月	令和5年12月受診分

※再発行はできません。

後期高齢者組合員 保健事業のお知らせ

◆傷病見舞金の支給申請

後期高齢者の1種組合員が入院した場合、入院1日目から傷病見舞金を支給します。

ただし、同一年度内の疾病について支給期間90日を限度とします。

(後期高齢者の1種組合員となるまでに傷病手当金を受給している場合は、その支給期間を含める)

【支給額】入院1日につき 4,000円

●申請手続きに必要な書類●

- 傷病見舞金支給申請書
- 入院期間が明記された対象となる医療費の領収書

◆死亡見舞金の支給申請

後期高齢者の1種組合員が死亡した場合、遺族に対して支給します。

【支給額】300,000円

●申請手続きに必要な書類●

- 死亡見舞金支給申請書
- 死亡届や死亡診断書の写しなど亡くなった事実を証明する書類

◆後期高齢者組合員のための 節目健診のご案内

人間ドックなどの健診が可能な医療機関で受診後、申請書類を支部事務所までお送りください。

【対象者】

- (1) 本年度中に75歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する後期高齢者の1種組合員
- (2) (1)で対象になった後期高齢者の1種組合員の被保険者である配偶者

※ただし同一年度内に1種組合員またはその配偶者として受診された方は対象外

【実施期間】

令和5年4月1日～令和6年3月31日まで

【支給額】

同一年度内に受診した健診に対し、(受診した健診が複数の場合は、その費用の合計額に対して)30,000円を限度に支給

【申請期限】

令和6年3月31日までに支部事務所必着

●申請手続きに必要な書類●

- 節目健診補助金支給申請書
- 対象となる健診の領収書

※令和4年度の節目健診事業対象者で未受診者に限り、受診期間を1年延長しております。

詳しくは、p.26の『節目健診のご案内』をご覧ください。

◆支給申請先、お問い合わせについて◆

各種申請については支部事務所が受付となります。また必要な書類、手続き方法、支給額など不明な点がありましたらお気軽に支部事務所までお問合せください。

[支部事務所連絡先]

栃木県支部	028-648-0472
山梨県支部	055-252-6481
青森県支部	017-777-4907
岐阜県支部	058-274-6110
富山県支部	076-432-9666
滋賀県支部	077-523-2787
京都府支部	075-812-8495
岡山県支部	086-224-7777
山口県支部	083-928-8020
島根県支部	0852-24-2757
鳥取県支部	0857-23-2621
香川県支部	087-851-4965
徳島県支部	088-631-3977
高知県支部	088-823-7369
新潟県支部	025-250-7755
岩手県支部	019-623-1571
石川県支部	076-251-1011
長野県支部	026-222-8020
福井県支部	0776-25-6108
沖縄県支部	098-996-3571

届出が必要なのは、こんなとき

各支部事務所にて承ります。

届出に必要な書類は、全国歯HP内にてダウンロード可能です

◎交通事故にあったとき

交通事故などの第三者による病気やけがの医療費は本来、被害者の過失を除いて加害者（第三者）が負担すべきものです。被保険者証を使用して診療を受ける場合は、必ず支部事務所へご連絡ください。加害者に請求する手続きを行います。

また骨折、捻挫、打撲などの第三者によるものと思われるけがで被保険者証を使用された方に、支部事務所から負傷の原因などをお伺いすることがあります。ご協力をお願いします。

◎退職等するとき

●申請手続きに必要な書類●

- 資格喪失届
- 被保険者証（お持ちの方はその他の証も合わせて必要）
- 脱退届（資格要件を満たしているが喪失するとき）

◎資格喪失（退職等）後、全国歯の被保険者証を使用して医療機関を受診したとき

全国歯の被保険者の資格喪失後に、全国歯の被保険者証を使用して医療機関等を受診された場合、全国歯が負担した7割または8割の医療費について、返還して頂く必要があります。

◎結婚などで家族が全国歯に加入するとき

●申請手続きに必要な書類●

- 資格取得届
- 世帯全員の住民票（個人番号除く）
- 加入する方の以前加入していた健康保険資格喪失証明書
（市町村国保の場合は被保険者証の写し）
- 健康保険適用除外承認申請書（該当者のみ）
- 70歳以上の方は市町村民税課税証明書

◎子供が生まれて全国歯に加入するとき

●申請手続きに必要な書類●

- 資格取得届
- 世帯全員の住民票（個人番号除く）

◎住所や氏名が変更になるとき

●申請手続きに必要な書類●

- 住所氏名変更届
- 被保険者証
（再交付が必要な場合：お持ちの方はその他の証も合わせて必要）
- 世帯全員の住民票（個人番号除く）
- 世帯における保険の加入状況確認書

◎家族が修学のため居住地を離れるとき

●申請手続きに必要な書類●

- 該当届（国民健康保険法第116条）
- 在学証明書の写し

◎長期入院・介護施設入所等のため居住地を離れるとき

●申請手続きに必要な書類●

- 該当届（国民健康保険法第116条の2）
- 入所証明書等の住所が確認できる書類

◎被保険者証を紛失したとき

●申請手続きに必要な書類●

- 再交付申請書
- 返納不能届書
- 始末書

紛失や盗難にあったときは、被保険者証を悪用され、身に覚えのないローンを組まれる場合があります。以下の機関に連絡しておく、被害を防ぐ有効な手段となります。

個人信用情報機関

（株）シー・アイ・シー（クレジット系）

0670-666-414

全国銀行個人信用情報センター（銀行系）

0120-540-558

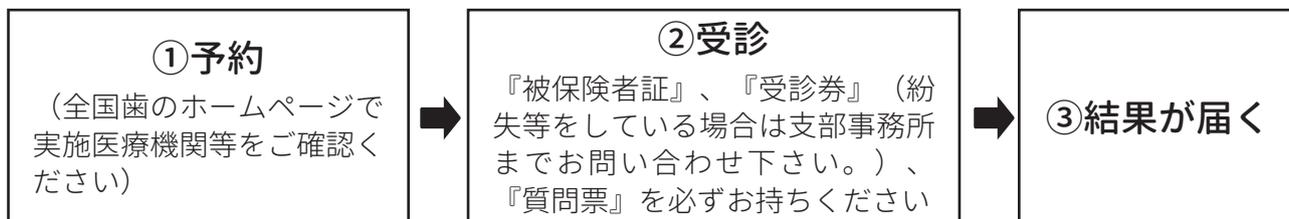
日本信用情報機構（消費者金融系）

0570-055-955

特定健康診査を受診された方に1,000円分のQUOカード (ジェネリック医薬品お願いカード)を進呈します！

QUOカードは、約6万のお店でご利用いただける、全国共通のギフトカード（商品券）です。

【特定健康診査 受診の流れ】



当組合が、受診を確認でき次第QUOカードをお送りします。（年度内1度のみ1枚まで。）
当組合が受診を確認できるまでに、数ヵ月を要しますのでご了承ください。



イメージ図

なお、事業主が保険者の求めに応じて行う、特定健診項目に該当する健診結果データの提供は、法令に基づく提供であるため個人情報保護法に制限されず、従業員本人の同意なく行うことができます。

事業者健診結果を提供するとQUOカード2,000円分を進呈！

1種組合員（事業主）様へ事業者健診（※）結果提供のお願いを致します。事業者健診結果と質問票（要記入）を支部事務所へ送付いただければ、特定健康診査を受診したものとみなし、受診された方にQUOカード（**2,000円分**）を進呈します。また、健診結果データが保健指導の対象となる場合は、その従業員の方に、特定保健指導のご案内をいたします。

事業主の皆様には、従業員の方に特定保健指導を受ける機会を確保し健康管理に役立てていただくために、事業者健診の結果データをご提供いただきますようよろしくお願いいたします。

※事業者健診は、事業主健診とも言われており、従業員に対して実施する定期健康診断のことです。

【対象者】

当組合にご加入で、**特定健診受診券を使用せず**に事業者健診を受診された40歳～74歳までの方

【ご提供いただきたいデータ】

事業者健診結果（結果票等の写し）〔健診項目〕内容がすべて記入されているもの

質問票（要記入）P.33の質問票をコピーもしくは当組合のホームページよりダウンロードしてください。

【健診項目】

健診日、身長、体重、BMI、腹囲、血圧（収縮期・拡張期）、尿検査（糖・蛋白）、血中脂質（中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール）、肝機能（GOT・GPT・γ-GTP）、糖代謝（空腹時血糖またはヘモグロビンA1c）

全国歯 特定健診 検索

特定保健指導ご利用案内

WEB利用も
選べます！

特定健診の結果をもとに、メタボリックシンドロームの該当者又は予備群と判定された方へ、無料の生活習慣見直しプログラム「特定保健指導」を実施しております。該当者には「利用券」をお送りしますので是非ご利用ください。特定保健指導は下記の2つの方法からいずれか1つをお選びください。（重複利用不可）

【パターン①】 特定保健指導を実施している医療機関等を利用

特定保健指導は事前に予約が必要です。

実施医療機関へご予約の上、ご利用ください。

実施医療機関につきましては、詳しくは全国歯のHPに掲載しております。

または

【パターン②】 WEB（パソコン・スマートフォン・タブレット）を利用



スマホで生活習慣改善のアドバイスを受けてアマゾンポイントをもらおう！

スマホで生活習慣改善のアドバイスを受けてアマゾンポイントをもらおう！

① 特定保健指導のご案内が届きます

特定健診を受け、特定保健指導の対象となった方にはWEBで受けられる特定保健指導のご案内が届きます。

② WEB面接の予約をしましょう

ご案内が届きましたら予約サイトよりWEB面接を希望する日をご予約ください。

③ 受付のお知らせ

予約が完了しますと予約を受け付けた旨をお知らせするメールをお送りします。また、初回のWEB面接で使用するテキスト等がお手元に届きます。

④ 初回面接を受けましょう

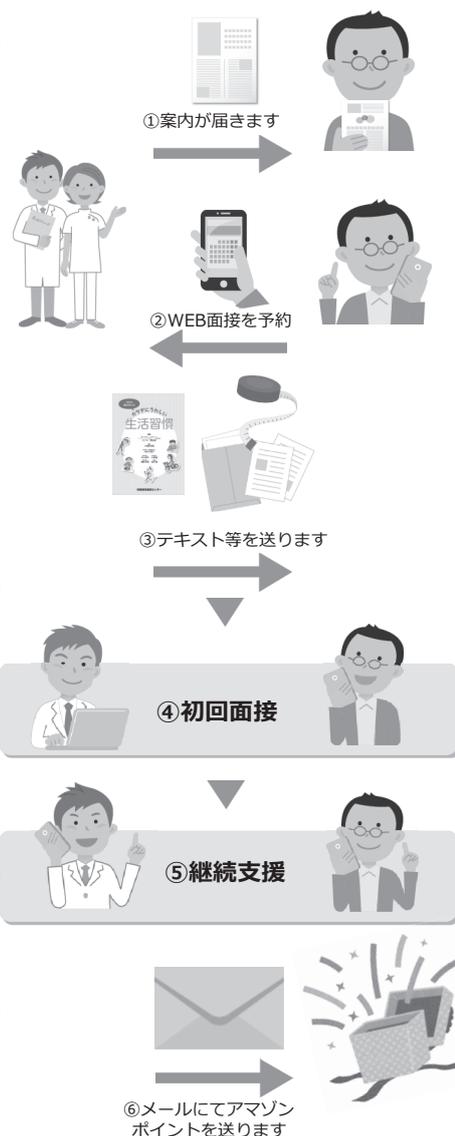
予約日時になったら、メールに記載のURLをクリック、面接を開始します。面接はスマホ、タブレット、パソコンなどお持ちの端末で受けられます。職場、自宅など場所も自由です。Wi-Fi環境を推奨します。

⑤ 継続してお電話にてアドバイス

面接の内容をふまえて電話にて継続支援を行います。

⑥ アマゾンポイントをプレゼント

継続支援を受けられた方へアマゾンポイント（1000ポイント）を差し上げます。ポイントはメールアドレスへお送りします。



質 問 票

保険者番号	保険者名
093013	全国歯科医師国民健康保険組合

氏 名	
生年月日	
記 入 日	

※ 各自ご記入下さい

No.	質問項目	選択肢	解答欄
1-3	現在、aからcの薬の使用の有無 ^{※①}		
1	a. 血圧を下げる薬	①はい ②いいえ	
2	b. 血糖を下げる薬又はインスリン注射	①はい ②いいえ	
3	c. コレステロールや中性脂肪を下げる薬	①はい ②いいえ	
4	医師から、脳卒中（脳出血、脳梗塞等）にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ	
5	医師から、心臓病（狭心症、心筋梗塞等）にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ	
6	医師から、慢性腎臓病や慢性の腎不全にかかっているといわれたり、治療（人工透析など）を受けていますか。	①はい ②いいえ	
7	医師から、貧血といわれたことがある。	①はい ②いいえ	
8	現在、たばこを習慣的に吸っている。 （※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、「合計100本以上、又は6ヶ月以上吸っている者であり、最近1ヶ月間も吸っている者」）	①はい ②いいえ	
9	20歳のときの体重から10kg以上増加している。	①はい ②いいえ	
10	1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施。	①はい ②いいえ	
11	日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施。	①はい ②いいえ	
12	ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速い。	①はい ②いいえ	
13	食事をかんで食べるときの状態はどれにあてはまりますか。	①何でもかんで食べることができる ②歯や歯ぐき、かみあわせなど気になる部分があり、かみにくいことがある ③ほとんどかめない	
14	人と比較して食べる速度が速い。	①速い ②ふつう ③遅い	
15	就寝前の2時間以内に夕食をとることが週に3回以上ある。	①はい ②いいえ	
16	朝昼夕の3食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか。	①毎日 ②時々 ③ほとんど摂取しない	
17	朝食を抜くことが週3回以上ある。	①はい ②いいえ	
18	お酒（日本酒、焼酎、ビール、洋酒など）を飲む頻度	①毎日 ②時々 ③ほとんど飲まない（飲めない）	
19	飲酒日の1日当たりの飲酒量 日本酒1合（180ml）の目安：ビール500ml、焼酎（25度）110ml、ウイスキーダブル1杯（60ml）、ワイン2杯（240ml）	①1 合未満 ②1～2 合未満 ③2～3 合未満 ④3 合以上	
20	睡眠で休養が十分とれている。	①はい ②いいえ	
21	運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思いませんか。	①改善するつもりはない ②改善するつもりである（概ね6ヶ月以内） ③近いうちに（概ね1ヶ月以内）改善するつもりであり、少しずつ始めている ④既に改善に取り組んでいる（6ヶ月未満） ⑤既に改善に取り組んでいる（6ヶ月以上）	
22	生活習慣の改善について保健指導を受ける機会があれば、利用しますか？	①はい ②いいえ	

※①医師の診断・治療のもと服薬中の者を指す。

マイナンバーカードを健康保険証として はじめてご利用になる方へ

初回のみマイナンバーカードの**健康保険証利用の申込**が必要です！

申込方法 1. 顔認証付きカードリーダーで申込

本日から利用の場合

顔認証付きカードリーダーに
マイナンバーカードを置く



マイナンバーカードを
保険証として登録する
ボタンを選択

申込完了！

マイナンバーカードを
保険証として登録しますか？

登録せずに終了

登録する

※上記画面はイメージです。実際の操作画面とは異なる可能性があります。

医療機関・薬局でできますが、
申込完了までに少しお時間を
いただく場合があります。



申込方法 2. スマートフォンで申込

次回から利用の場合

スマートフォンに
「マイナポータルAP」を
インストールする

「マイナポータルAP」を
起動する

「申し込む」をタップし、
マイナンバーカードを
読み込み、申込完了！

iPhone



Android



※マイナンバーカード読取対応の
スマートフォンが必要です。
※利用規約等の確認・同意が必要です。
※数字4桁の暗証番号が必要です。



このボタンを
タップ

申込方法 3. セブン銀行のATMで申込

全国のセブン銀行のATMでも申込が可能です。お近くのセブン銀行ATMでお手続きください。

利用規約はWEBサイトでも確認できます！

利用規約は裏面をご確認ください

マイナポータル 利用規約

検索

令和4年秋の叙勲受章

旭日小綬章

みぎたのぶゆき

右田信行 先生

(昭和19年2月8日生)

【受章種別】 旭日小綬章

【功勞種別】 保健衛生功勞

【表彰歴】

平成13年 9月
平成21年 11月
平成22年 3月
平成23年 11月
令和 3年 3月
令和 3年 3月

中国地区歯科医師会連合会表彰
日本歯科医師会会長表彰
日本学校歯科医会会長表彰
厚生労働大臣表彰(歯科保健事業功勞)
自由民主党優秀党員総裁表彰
日本歯科医師連盟褒章

【略歴】

●山口県歯科医師会関係

平成6年 4月 1日～平成15年 3月 31日
平成15年 4月 1日～平成27年 6月 20日
平成27年 6月 20日～現在

理事
会長
顧問

●全国歯科医師国民健康保険組合関係(本部)

令和元年 8月 1日～現在

監事

●全国歯科医師国民健康保険組合関係(山口県支部)

平成25年 8月 1日～平成27年 7月 31日

支部長

●日本歯科医師会関係

平成15年 4月 1日～平成18年 3月 31日
平成18年 4月 1日～平成21年 3月 31日
平成21年 4月 1日～平成25年 6月 30日
平成21年 4月 1日～平成23年 6月 1日
平成23年 6月 2日～平成25年 6月 30日

代議員
常務理事
代議員
代議員会 副議長
代議員会 議長



旭日小綬章

さかい

あきのり

酒井 昭則 先生

(昭和23年1月13日生)

【受章種別】 旭日小綬章

【功勞種別】 保健衛生功勞

【表彰歴】

平成17年 11月
平成21年 10月
平成24年 10月
令和 4年 3月

岡山県保健福祉部長表彰(公衆衛生事業功勞)
岡山県知事表彰(公衆衛生事業功勞)
厚生労働大臣表彰(歯科保健事業功勞者)
日本歯科医師会会員有功章

【略歴】

●岡山県歯科医師会関係

昭和53年 4月 1日～昭和63年 3月 31日
昭和61年 4月 1日～平成 3年 3月 31日
昭和61年 4月 1日～平成 6年 3月 31日
平成 6年 4月 1日～平成 9年 3月 31日
平成 9年 4月 1日～平成10年 6月 30日
平成10年 7月 1日～平成12年 3月 31日
平成12年 4月 1日～平成18年 3月 31日
平成18年 4月 1日～令和 3年 6月 30日
平成18年 4月 1日～令和 3年 6月 30日
令和 3年 7月 1日～現在

公衆衛生部委員
社会保障部常任委員
社会保障部指導委員
社会保障部指導委員長
理事
社会保障部委員
専務理事
会長
岡山県警察歯科医会会長
岡山県歯科医師福祉共済会理事長
顧問

●全国歯科医師国民健康保険組合関係(本部)

平成16年 4月 1日～平成21年 3月 31日
平成29年 8月 1日～令和 3年 7月 31日
令和 3年 8月 1日～現在

議員
議員
常務理事

●全国歯科医師国民健康保険組合関係(岡山県支部)

平成18年 4月 1日～令和 3年 7月 31日

支部長

●日本歯科医師会関係

平成15年 4月 1日～平成18年 3月 31日
平成18年 4月 1日～令和 3年 6月 30日
平成18年 4月 1日～平成21年 3月 31日

予備代議員
代議員
議事運営委員会委員



発行所 全国歯科医師国民健康保険組合 栃木県宇都宮市一の沢2-2-5

東京事務所 東京都杉並区高円寺北2-24-2 03-3336-8818

発行人 三塚 憲二

全国歯科医師国民健康保険組合ホームページ
<https://www.zensikokuho.or.jp>

ぜひご利用ください!

組合員専用ページのパスワード「648077」

組合報 No92 2023年5月号